第５次綾部市地域福祉計画

（案）

綾部市

目次

第１章　はじめに 1
１．計画策定の背景・趣旨 1
２．地域福祉の基本的な考え方 2
３．計画策定の視点 3
４．計画策定の留意事項 4
５．成年後見制度について 6
６．再犯防止の取組について 7
７．計画の位置づけと期間 8
第２章　本市の現状と課題 9
１．統計から見る本市の状況 9
２．アンケート結果から見る住民意識 15
３．関係団体ヒアリング結果 24
４．第４次計画の取組結果 25
５．本計画で取り組むべき主な課題 32
第３章　計画の理念と体系 33
１．計画の基本理念 33
２．施策体系 34
第４章　施策の展開 36
基本目標１　地域を担う人づくり 36
１－１　地域福祉の風土づくり 36
１－２　地域福祉活動の担い手への支援 38
基本目標２　地域が助け合うつながりづくり 40
２－１ 地域生活支援のネットワークづくり 40
２－２ 多様な活動の場づくり 43
２－３ 民間団体との協働によるまちづくり 45
基本目標３　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり 47
３－１ 相談窓口と情報提供の充実 47
３－２ 保健・福祉サービスの充実 49
３－３ 地域生活課題の早期把握と支援 52
基本目標４　安全・安心で暮らしやすいまちづくり 53
４－１ 誰もが利用しやすい公共施設の整備 53
４－２ 地域生活の基盤づくり 55
第５章　重層的支援体制整備事業実施計画 57
１．重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨 57
２．本市の重層的支援体制整備事業について 57
第６章　成年後見制度利用促進基本計画 60
１．成年後見制度利用促進基本計画の趣旨 60

２．成年後見制度に関する相談状況 60
３．成年後見制度の利用促進 61
第７章　再犯防止推進計画 63
１．再犯防止推進計画の趣旨 63
２．本市の再犯防止に関する取組について 63
第８章　計画の推進に向けて 69
１．計画の推進 69
２．計画の評価 69

第１章　はじめに

１．計画策定の背景・趣旨

社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成 12 年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成 29 年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

本市では、国がめざす方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を本市でも推進することにより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めていきます。

◆「地域共生社会」とは◆

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

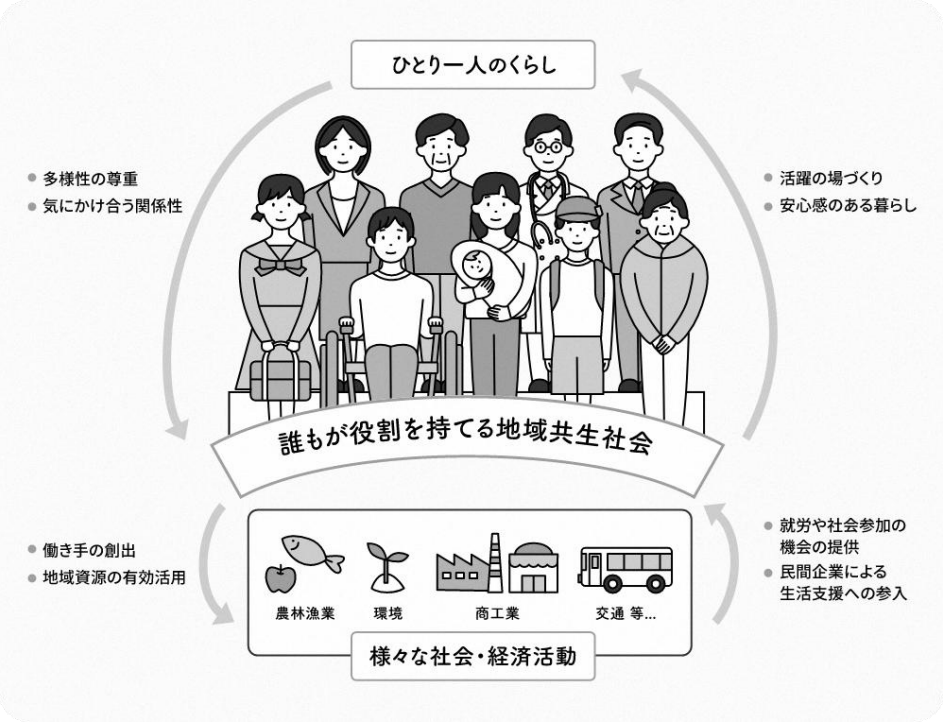

出典：厚生労働省ホームページ

２．地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

課題を解決するため、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》

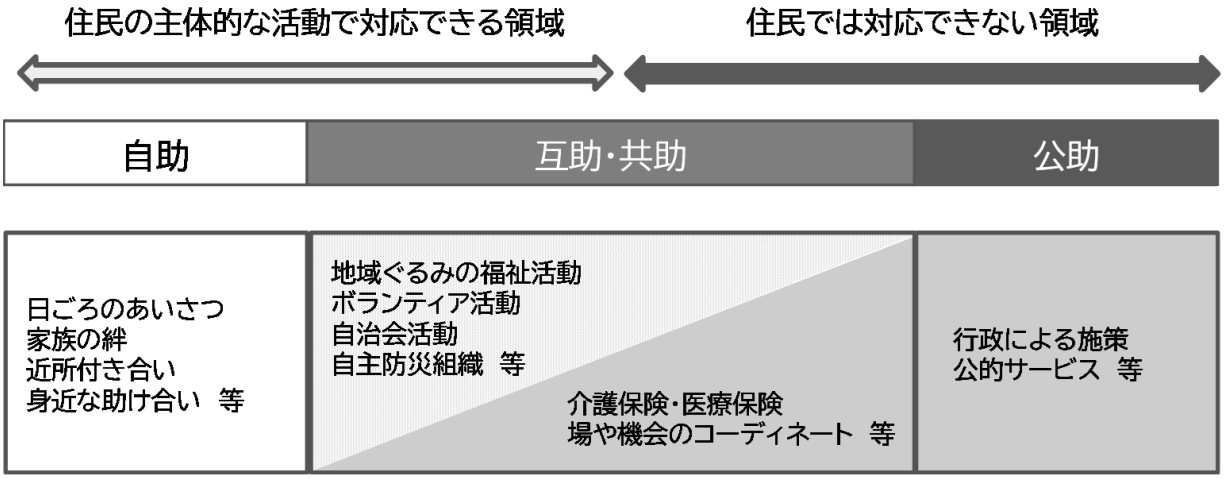

３．計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
●世帯の複合課題 ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っているこども（いわゆる「ヤングケアラー」） **●制度の狭間にある課題** ・制度の対象外、基準外、様々なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障害者手帳を持っていない発達障害等の人等） **●社会的孤独・孤立** ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難等 **●地域の福祉力の脆弱化** ・少子高齢化や人口減少の進行等による地域課題を解決していく力の脆弱化 **●新たな地域福祉課題** ・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成 30 年の改正社会福祉法の施行により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の５つが示されました。

（社会福祉法第 107 条に基づく）

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

前述の５つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

４．計画策定の留意事項

社会福祉法第４条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障害のある人等と排他的に接するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっています。本市においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社会福祉協議会及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 重層的支援体制の整備

令和２年６月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市においては、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行っており、令和８年度から実施予定です。このため、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

【重層的支援体制整備事業における各事業の概要】

包括的相談支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第２号）	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第 106 条の４第２項第５号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

出典：厚生労働省ホームページ

５．成年後見制度について

（1）成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等の人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、家庭裁判所によって親族や親族以外の第三者（法律・福祉の専門職、福祉関係の公益法人等）が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

（2）成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があり、成年後見制度の利用を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。

なお、成年後見制度利用促進基本計画で設置が求められる権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて取り組むことが望ましい事項は次のとおりです。

権利擁護支援を図る場面	取り組む事項
成年後見制度の利用前	・市役所（地域包括支援課）及び綾部市社会福祉協議会が行う相談支援や、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等との連携を中心とした支援を受け止めるためのネットワーク構築 ・綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）を中心に行う、権利擁護に関する制度・相談窓口等の周知・広報・利用支援 ・必要な見守り体制や他の支援へのつなぎ
成年後見制度の申立の準備から後見人の選任まで	・成年後見市長申立を含めた制度の利用支援 ・司法や福祉の専門職をはじめとする支援者チームでの支援の構築
成年後見制度の利用開始後の場面	・成年後見人等への報酬助成 ・利用者が尊厳のある生活を過ごせるよう、継続した支援を通じた支援者ネットワーク構築や調整

６．再犯防止の取組について

（1）再犯防止の取組とは

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や厳しい生育環境等、生きづらさや困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした人等に対して再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を行う必要があります。

市における様々な活動や事業に犯罪をした人等の社会復帰を促進するという視点を反映させ、地域住民とともに安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取組の意義と言えます。

（2）再犯防止推進計画について

再犯防止推進計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があり、地域福祉計画における既存の各支援施策との連関性が非常に高いため、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。

再犯防止推進計画に基づき、関係課及び関係機関と連携を図り、対象者の生活基盤の確立等に向けた既存の福祉・保健サービス等の各支援施策の有効利用と、更生保護諸活動の周知等をめざします。また、保護観察所や更生保護団体、刑期を終えた出所者等から相談があれば、それぞれのケースに合った既存の支援施策に速やかにつなげるとともに、国や府の動向に注視し、支援施策の拡充を図ります。

７．計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、最上位計画である総合計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、こども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第４条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、社会福祉法第 106 条の５に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。

（2）計画の期間

本計画について、計画期間を令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

第２章　本市の現状と課題

１．統計から見る本市の状況

（1）人口の推移

本市の人口は減少で推移しており、令和６年１月１日時点で 31，526 人となっています。また、少子高齢化も進んでおり、高齢化率は令和６年１月１日時点で 37.9%となっています。

■人口の推移

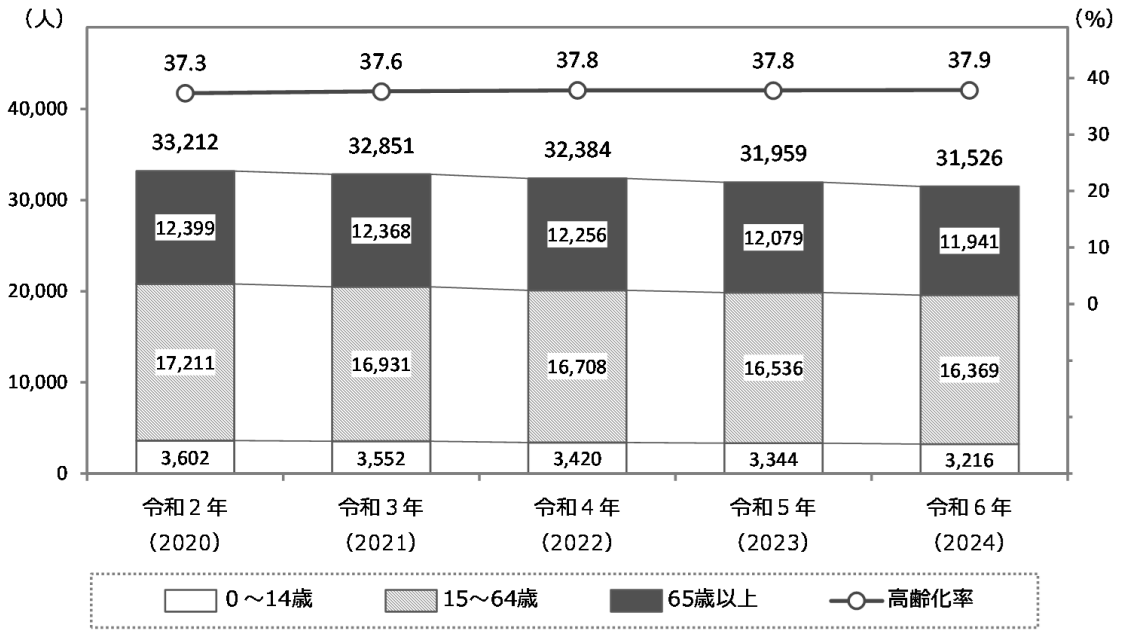

資料：住民基本台帳（総務省）※各年１月１日現在

(2) 世帯の状況

本市の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯数）は減少で推移していますが、単独世帯は増加で推移しており、単独世帯の割合は、令和２年に 33.4%となっています。

また、いわゆる「ひとり親世帯」(20 歳未満のこどもがいる父子・母子世帯）は、増減が見られますが、おおむね横ばいで推移しています。

■家族類型別一般世帯数の推移

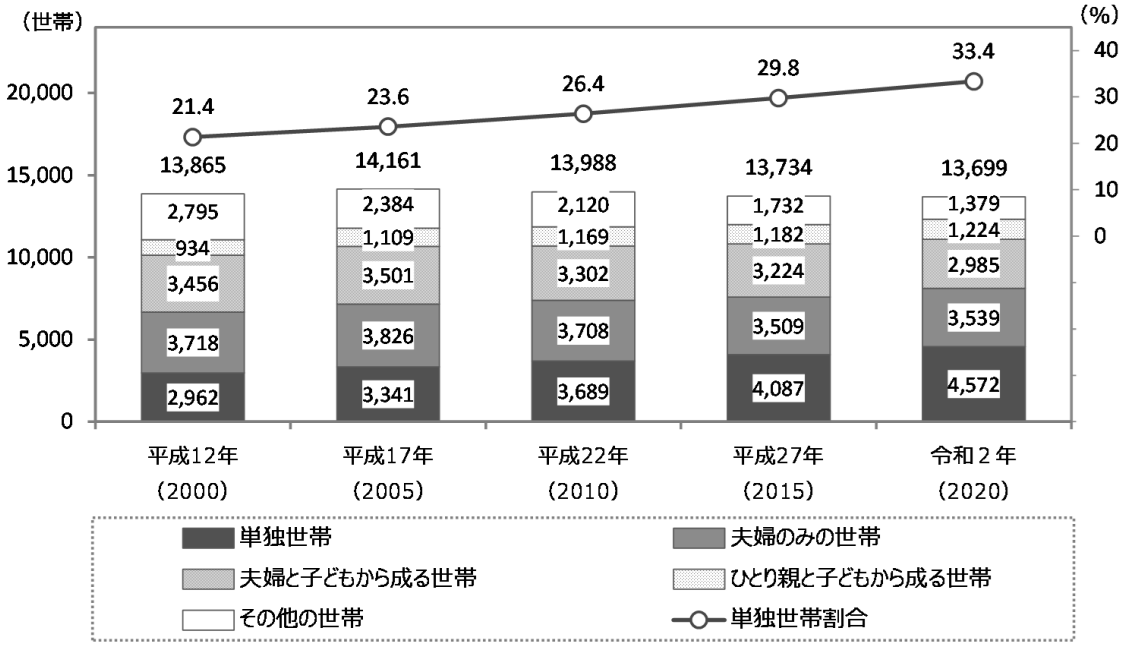

資料：国勢調査（総務省）

■父子・母子世帯の推移

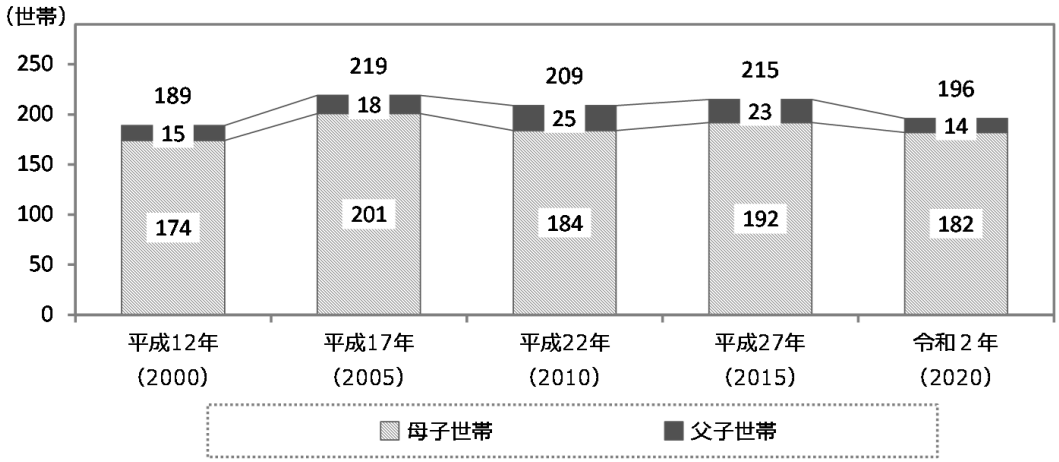

資料：国勢調査（総務省）

(3) こどもの状況

本市の人口 1,000 人当たりの出生率は全国及び府と比較して低い位置で推移しており、出生数は令和５年には 142 人となっています。また、市のこどもの人口は、令和２年には 20 年前の平成 12 年と比べて 63.5%に減少しています。

■出生数・出生率の推移

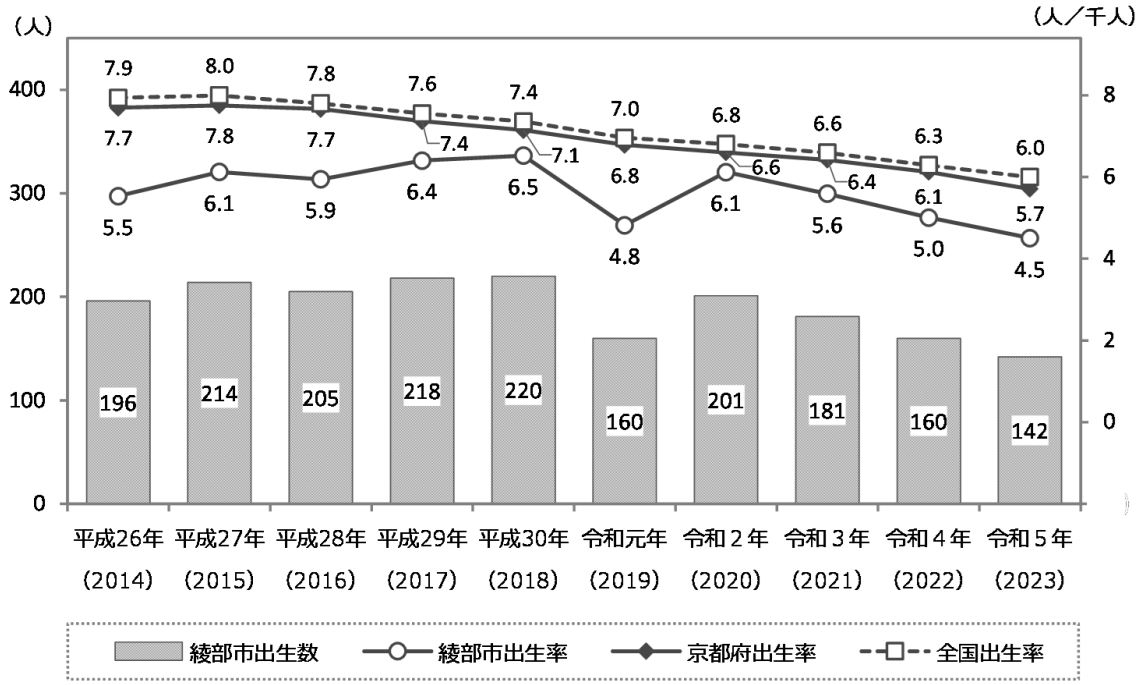

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

■こどもの人口の推移

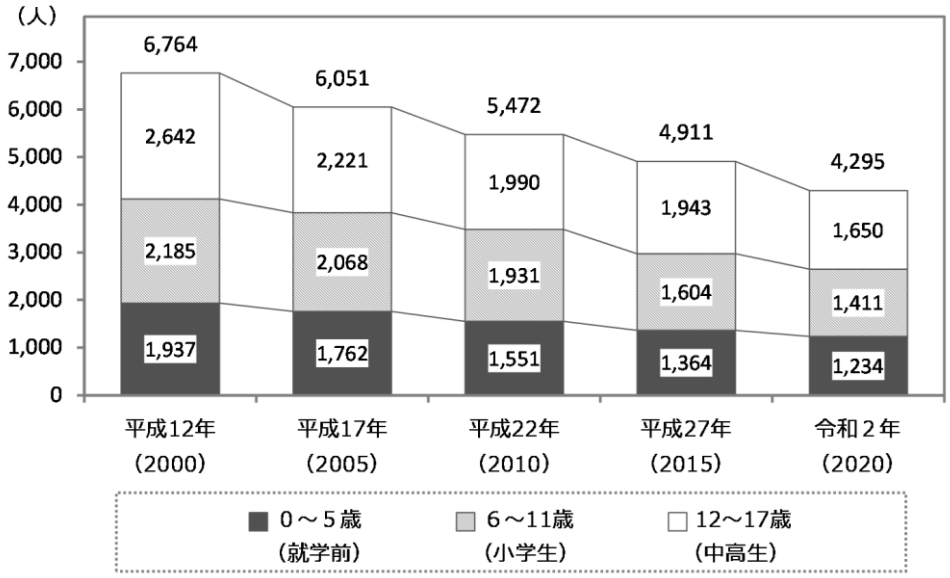

資料：国勢調査（総務省）

（4）障害のある人の状況

本市の障害者手帳所持者数について手帳別に近年の状況を見ると、身体障害者手帳所持者は減少から横ばい、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも増加で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

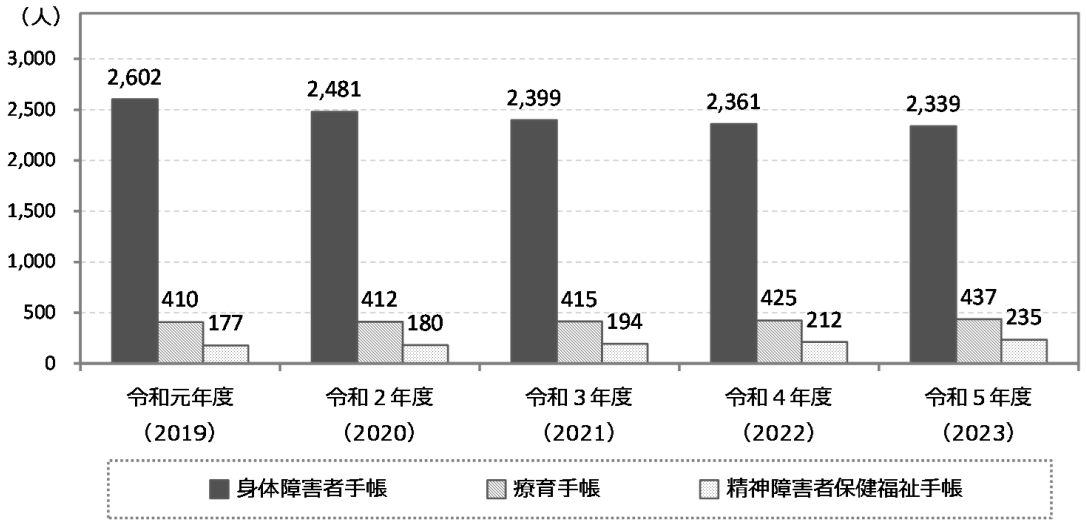

資料：綾部市　※各年度３月 31 日現在

(5) 高齢者の状況

本市の高齢者数は、平成 27 年をピークに令和２年はやや減少となっていますが、75 歳以上の後期高齢者数は増加で推移しています。

また、高齢者のいる世帯についても、平成 27 年をピークに令和２年はやや減少となっていますが、単身世帯（独居高齢者）数は増加で推移しています。

■高齢者数の推移

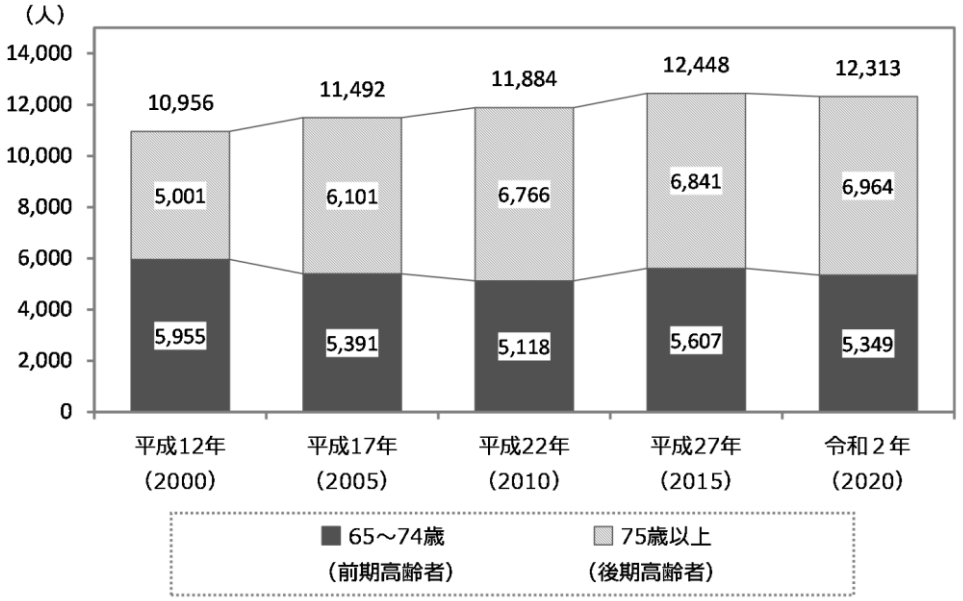

資料：国勢調査（総務省）

■高齢者のいる世帯の推移

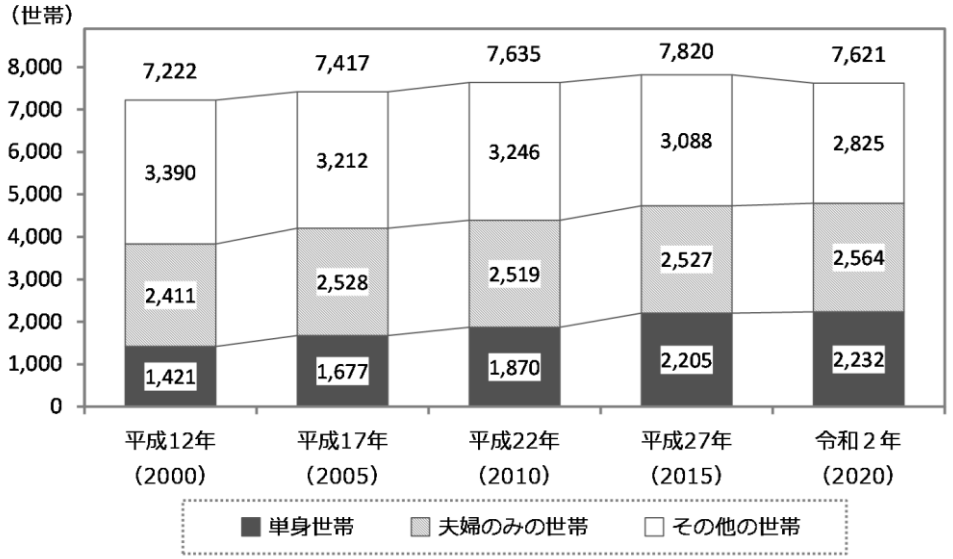

資料：国勢調査（総務省）

（6）生活保護等の状況

本市の生活保護の状況を見ると、生活保護世帯数・被保護者数ともに、おおむね横ばいで推移しています。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移

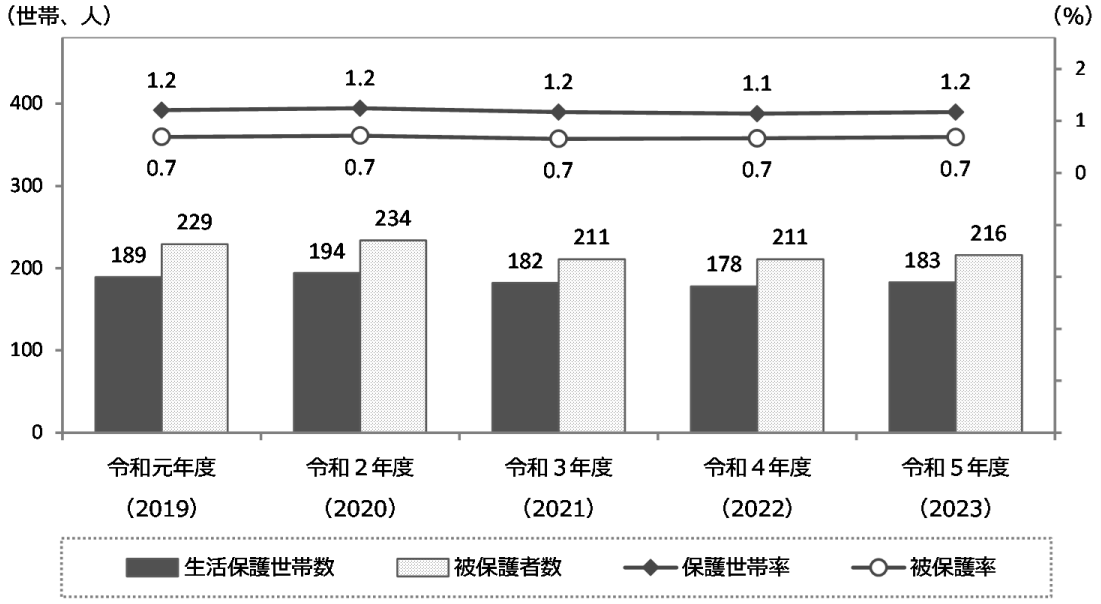

資料：綾部市　※各年度３月 31 日現在
※停止世帯含む

２．アンケート結果から見る住民意識

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

- 調 査 対 象　18 歳以上の市民
- 調査対象者数　1,000 人（無作為抽出）
- 配 布 ・ 回 収　配布：郵送　回収：郵送又はＷＥＢ
- 調 査 期 間　令和５年８月４日～８月 23 日

調査対象者数（配布数）	１，０００票
回収数	３７５票
回収率	３７．５％

※回収数の内訳：郵送回答 295 票、ＷＥＢ回答：80 票

■回答者の年齢

「70～79 歳」が 21.4％と最も高く、次いで、「60～69 歳」(19.2％)、「80 歳以上」(17.1％)の順となっています。

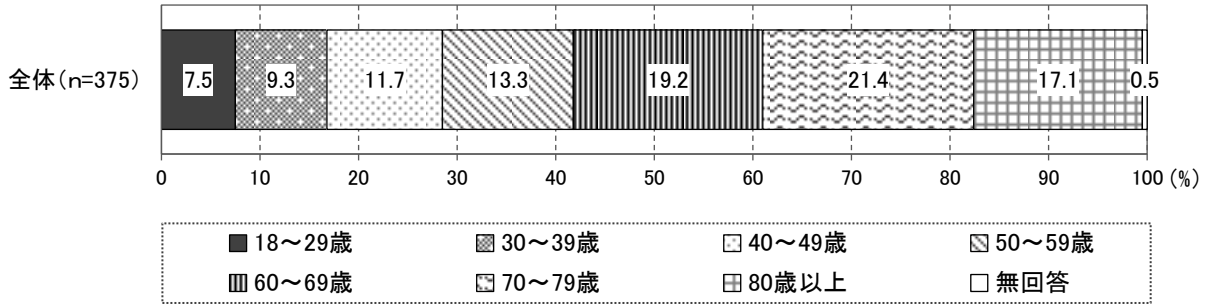

※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

質問内容	ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしているか

全体では、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」が 35.4%と最も高く、次いで、「会えばあいさつする程度のつきあい」(31.2%)、「たまに立ち話等をする程度のつきあい」(24.0%) の順となっています。

年齢層別で見ると、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」では、70 歳以上で５割を超えていますが、18～59 歳で 13.6～21.4%の幅にとどまっています。このため、地域行事や各種イベントの開催等において多世代交流を支援することで、住民同士の交流・親睦を促進する必要があります。

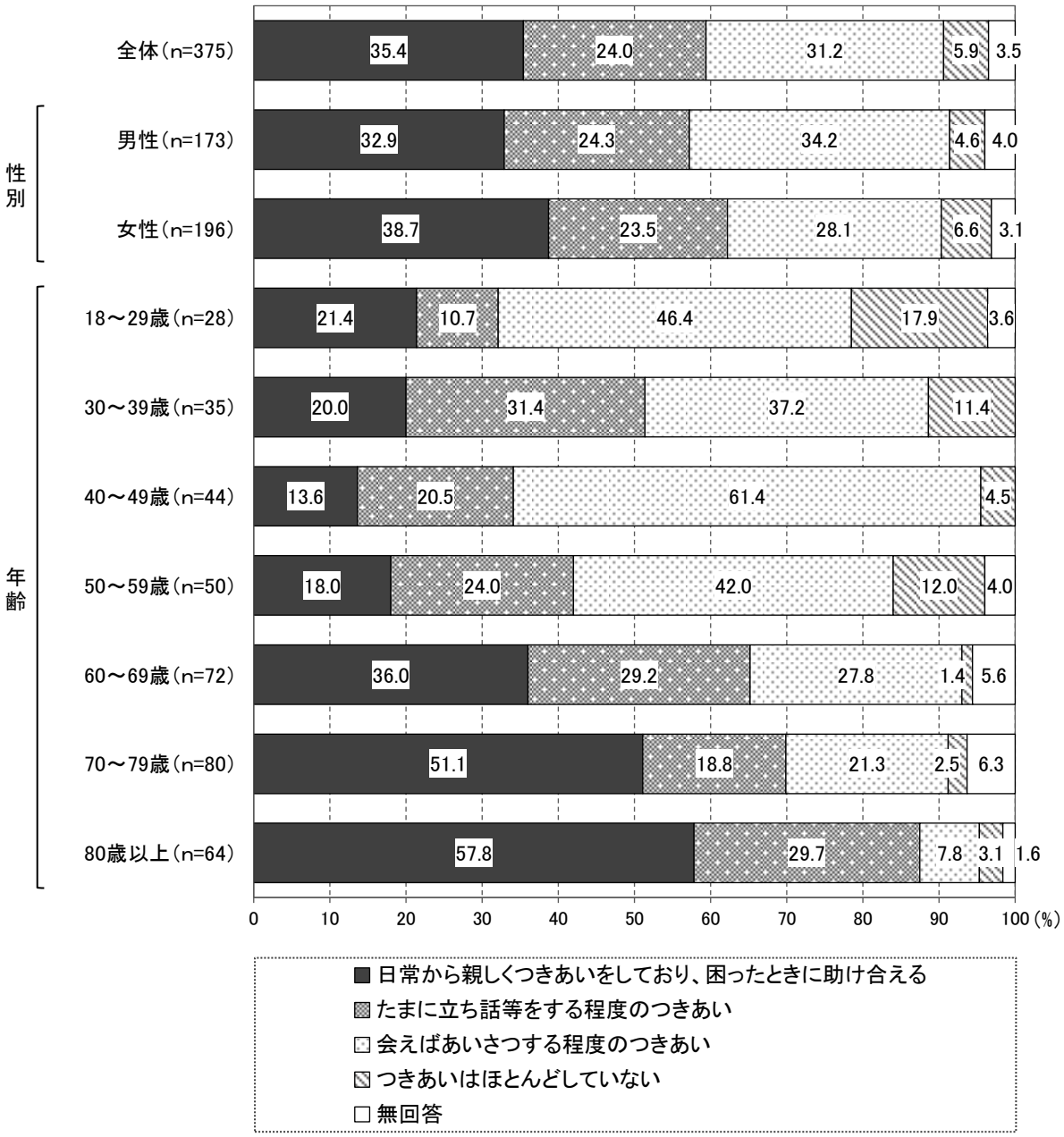

質問内容	近所や地域のつきあいやかかわりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか【複数回答可】

「特にない」が28.5%と一定の割合が見られますが、具体的な手助けを見ると、「災害時の安否確認や手助け」が33.3%と最も高く、次いで、「ひとり暮らし高齢者宅等への日常の安否確認や見守り」(21.6%)、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」(21.1%)の順となっています。

この結果を踏まえ、支援を要する世帯に対して、困りごとがあれば近所付き合いの中で助け合うことができる関係性を促進する必要があります。

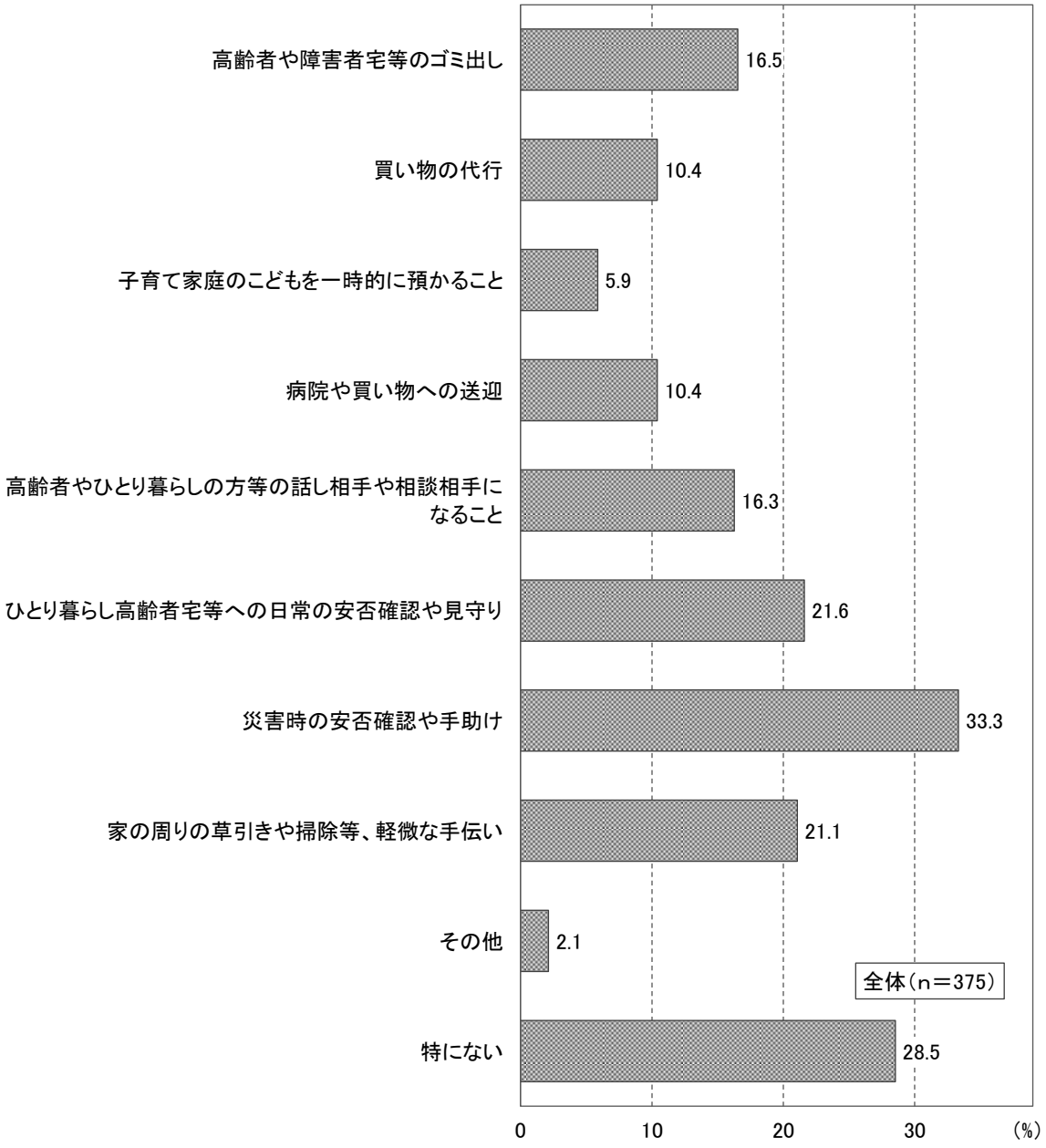

質問内容	◆ボランティアに現在参加している（または参加したことがある）人のみ どのようなボランティア活動にかかわっている（いた）か。【複数回答可】

「環境美化活動」が 34.2%と最も高く、次いで、「こどもに関する活動」(32.9%)、「高齢者に関する活動」(25.3%）の順となっています。

地域福祉活動におけるボランティア活動の意義は大きいため、あらゆる世代に対して、ボランティア活動にかかわる機会を提供していくことが求められます。

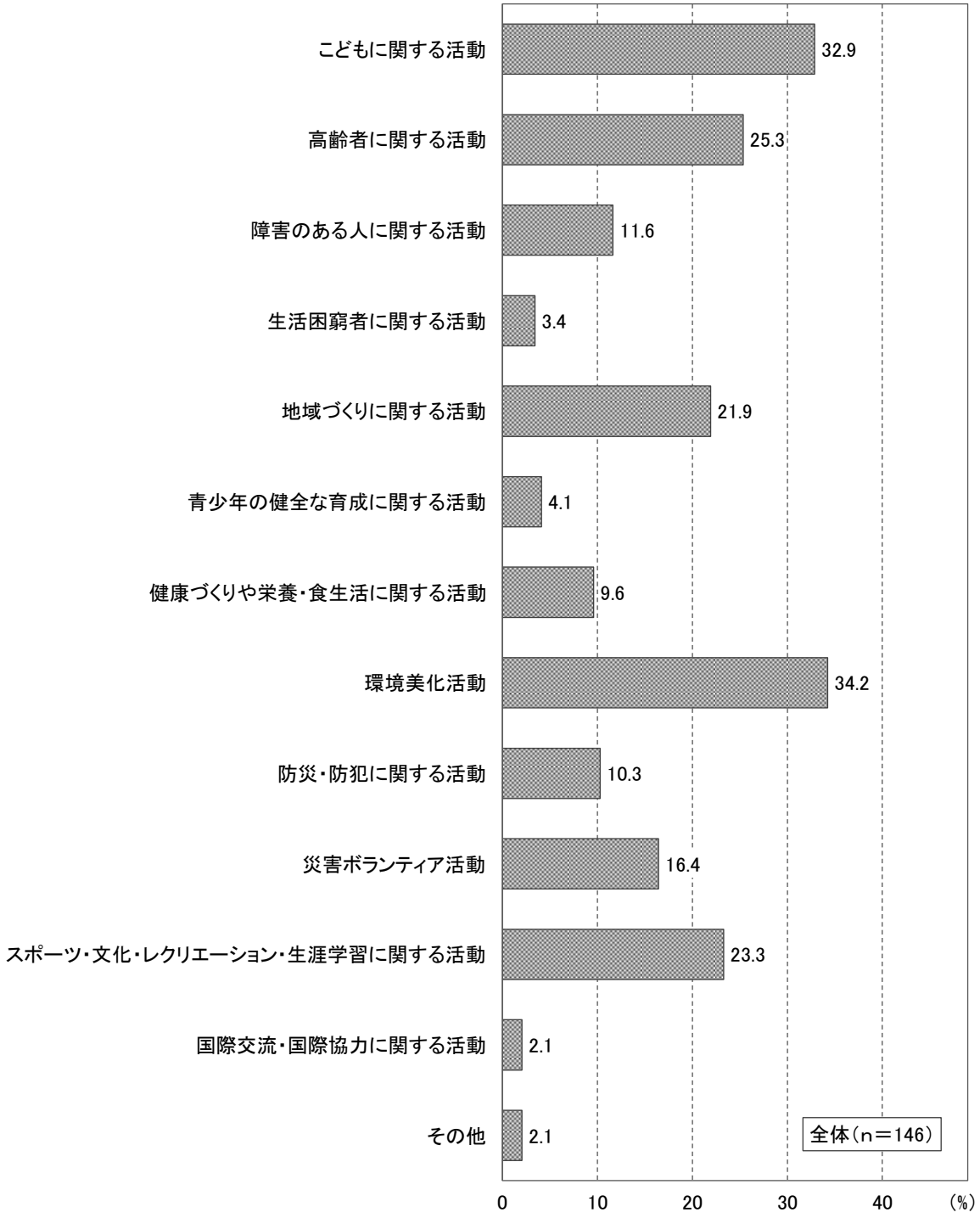

質問内容	災害にあったとき、どのようなことを不安・心配に思うか【複数回答可】

「家族・親族のこと」が 87.7%と最も高く、次いで、「避難所での生活」(45.3%)、「発生した災害に関する情報」(29.1%) の順となっています。

災害時における家族や親族間での連絡手段の事前確認を促すとともに、住民のニーズにできるだけ寄り添える避難所の確保や備蓄品の購入等、災害時の円滑な避難とその後の生活の支援体制づくりに努める必要があります。

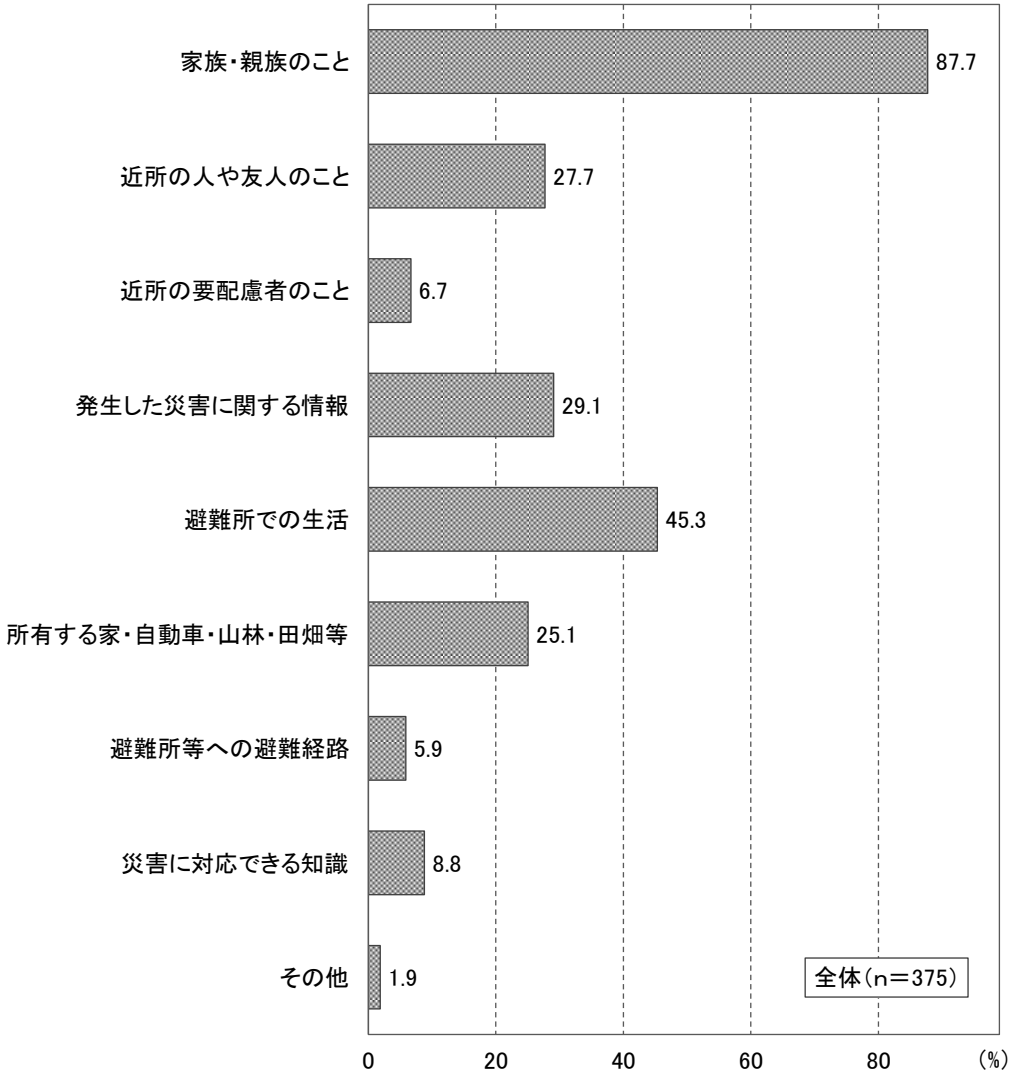

質問内容	「成年後見制度」を知っているか

全体では、「名称は知っているが内容は知らない」が 37.6%と最も高く、次いで、「名称も内容も知っている」(32.3%)、「名称も内容も知らない」(25.3%) の順となっています。

年齢により認知度（制度も内容も知っている）の割合に差が見られますが、このような点も踏まえながら、引き続き、成年後見制度の周知と利用促進に向けた取組を進めていく必要があります。

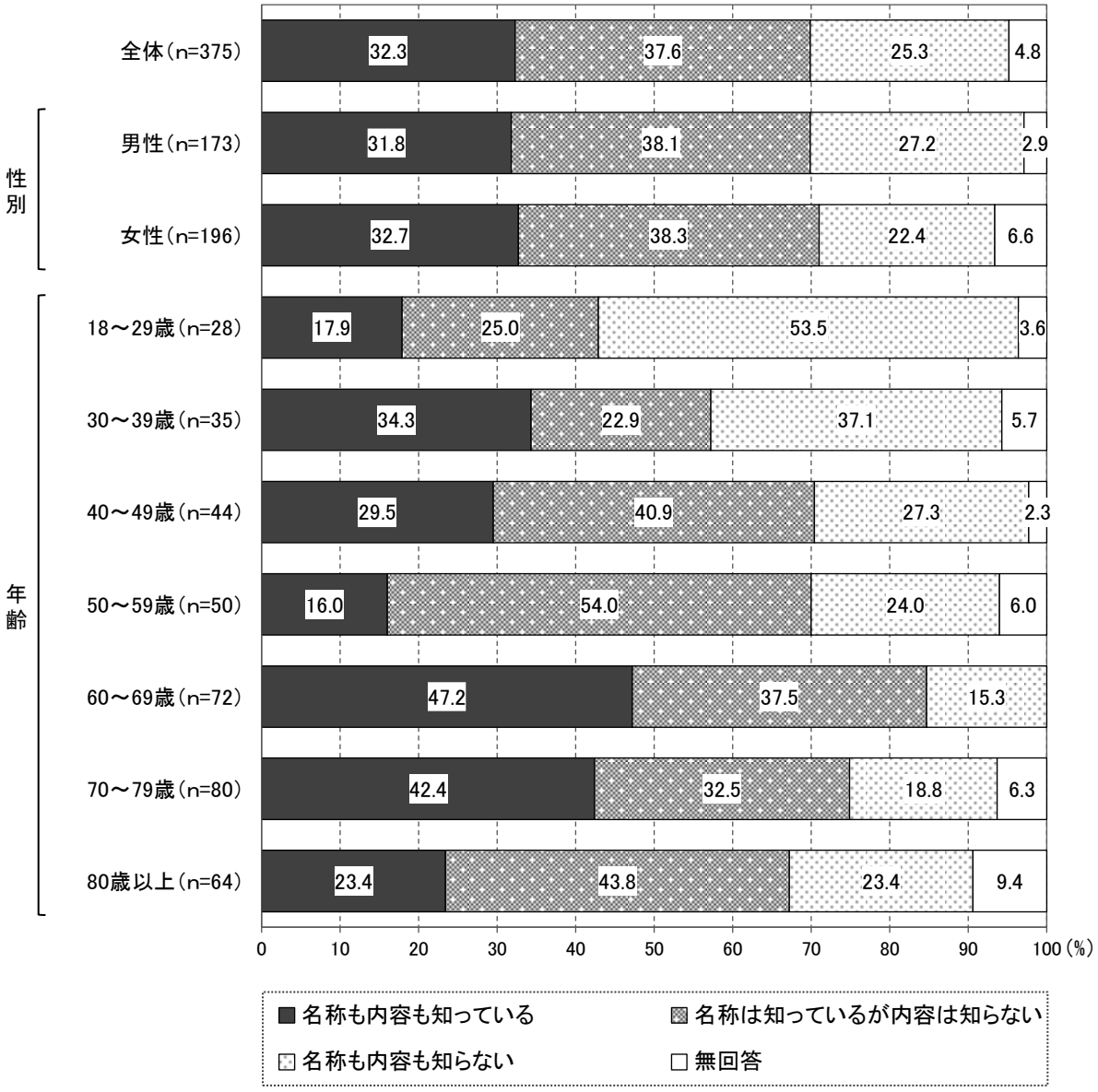

質問内容	再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか

全体では、「両方とも聞いたことがない」が42.4%と最も高く、次いで、「両方とも聞いたことがある」(25.9%)、「「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」(20.8%)の順となっています。

年齢層別で見ると、年齢が若いほど「両方とも聞いたことがない」の割合が高くなる傾向にあることから、このような点も踏まえて再犯防止に向けた取組を進めていく必要があります。

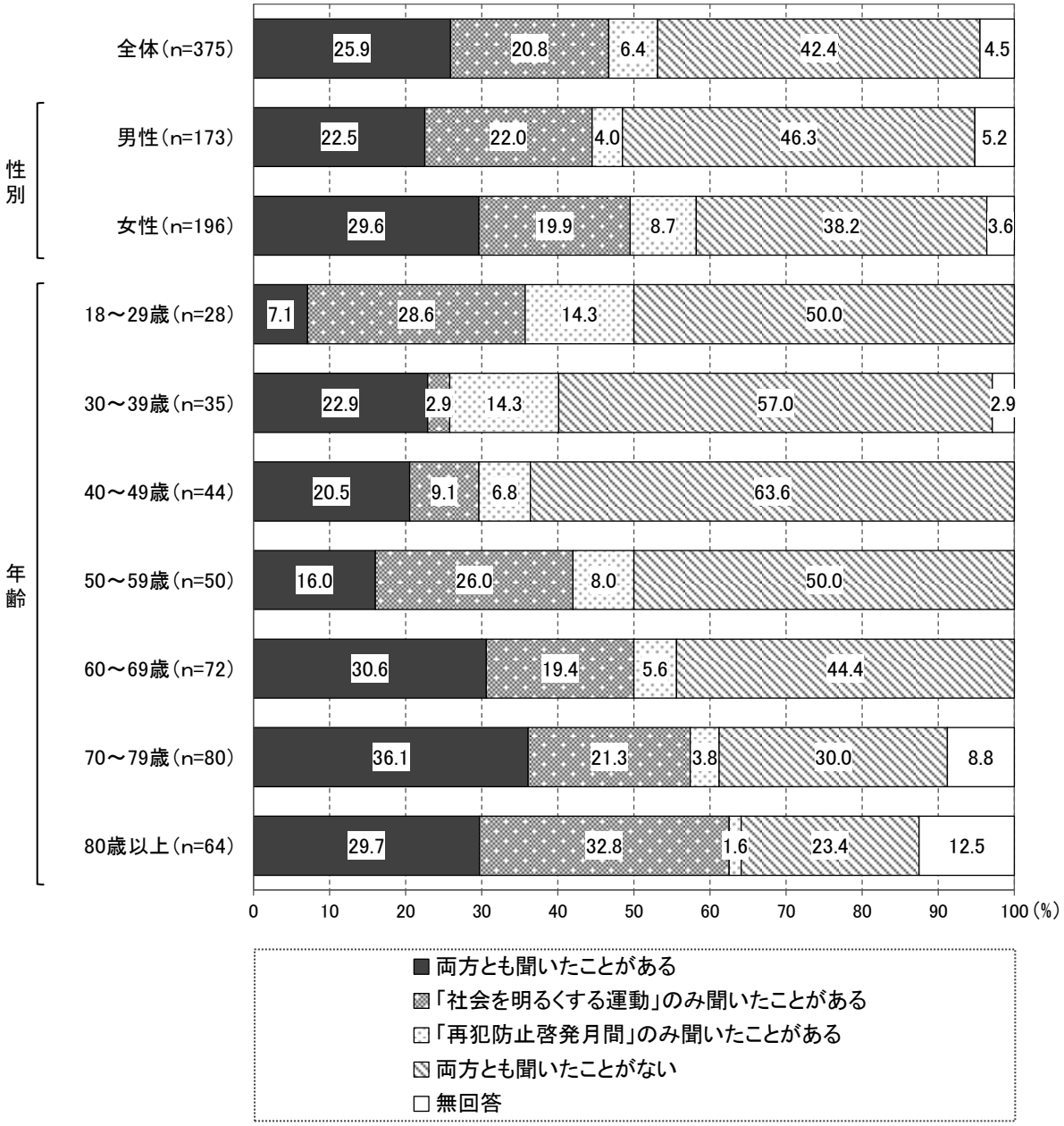

質問内容	福祉に関する情報をどこから入手しているか【複数回答可】

「行政の窓口や広報誌・お知らせ」が49.1％と最も高く、次いで、「自治会組織等の役員や回覧板」（42.4％）、「新聞、テレビ、ラジオ」（30.7％）の順となっています。

時代の流れに沿うため、インターネット等による情報発信の充実も必要ですが、「インターネット・ホームページ」の割合は16.8％、「Ｘ（旧ツイッター）やインスタグラム、ＬＩＮＥ等のＳＮＳ」は5.1％にとどまっていることから、手元に置いておける広報誌の充実と行政窓口による適切な情報提供の充実に努める必要があります。

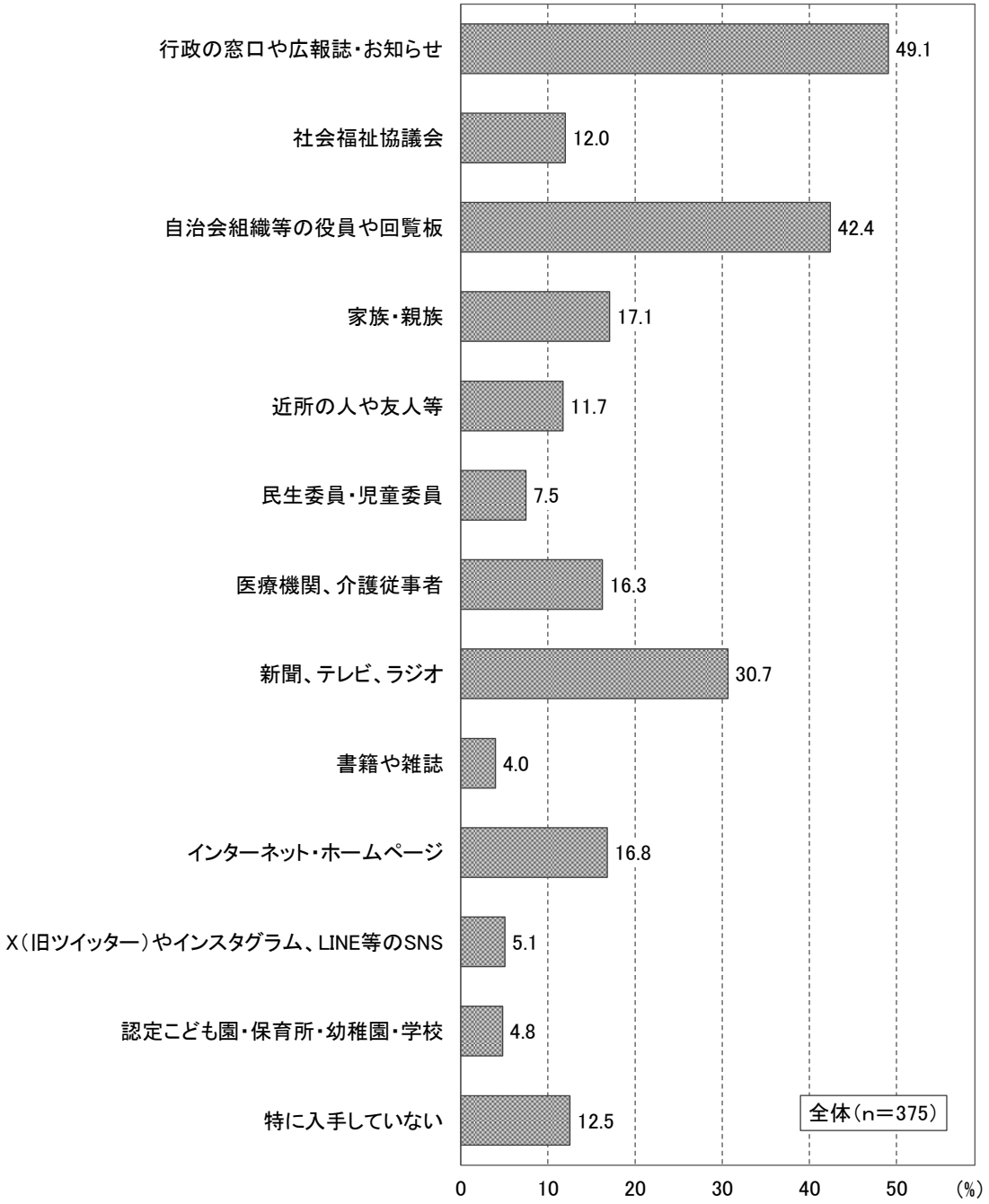

質問内容	みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために、行政や社会福祉協議会に対して特にどのような施策や取組を行ってほしいか（複数回答可）

「在宅福祉サービスの充実」が 37.3％と最も高く、次いで、「施設サービスの充実」（35.7％）、「日常の交通や移動手段の確保」（35.5％）の順となっています。

調査結果を踏まえ、住民がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民意見を反映した公的サービスの充実に努める必要があります。

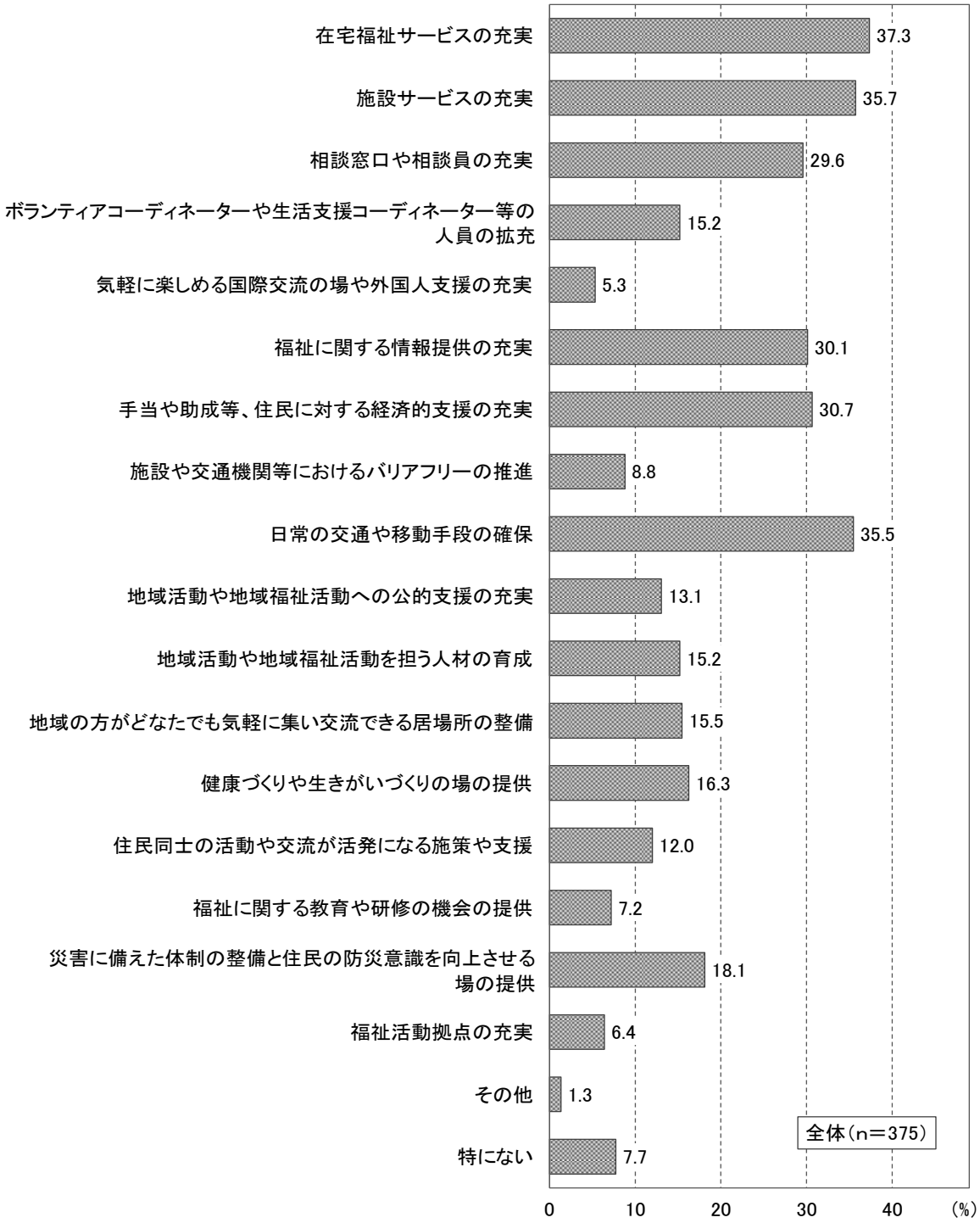

３．関係団体ヒアリング結果

本市で活動する児童福祉団体、障害者福祉団体、高齢者福祉団体に対して、福祉に関する考えや意見をうかがいました。

■児童福祉団体

地域に見られる課題	・発達支援の専門機関とつながりにくい ・少子化や若者の晩婚化 ・周囲の理解不足や保護者（特に母親）の孤立　等
地域の理想の姿とそのための取組	・保護者の就労環境の確保 ・子育て世帯の交流・親睦のための場や機会の提供 ・こどもの居場所づくり　等

■障害者福祉団体

地域に見られる課題	・障害に対する理解不足 ・障害福祉サービス及びそれを支える人材の不足 ・障害のある人のひきこもり、家族の孤立　等
地域の理想の姿とそのための取組	・寄り添い、支えられ、育った地域で安心して過ごせること ・障害のある人が個性を生かし尊重されて生きられる社会 ・障害福祉サービス及びそれを支える人材の確保　等

■高齢者福祉団体

地域に見られる課題	・独居高齢者の増加 ・少子高齢化に伴う地域関係の希薄化 ・高齢者福祉サービスを支える人材不足　等
地域の理想の姿とそのための取組	・高齢者が活躍できる環境づくり ・制度外のサービスも含めた支え合える地域づくり ・福祉サービスの窓口一本化　等

《各団体で共通する課題》

あらゆる人のための就労環境の整備（子育て世代、障害のある人、高齢者等）
住民同士のつながりの再構築（多世代の交流・親睦、近所での助け合い等）
福祉サービスの提供（福祉人材の確保、ニーズに応じた提供体制の構築等）

４．第４次計画の取組結果

前期計画となる第４次計画の進捗について庁内調査を実施し、その結果をもとに施策評価と課題のとりまとめを行いました。

基本目標の評価点

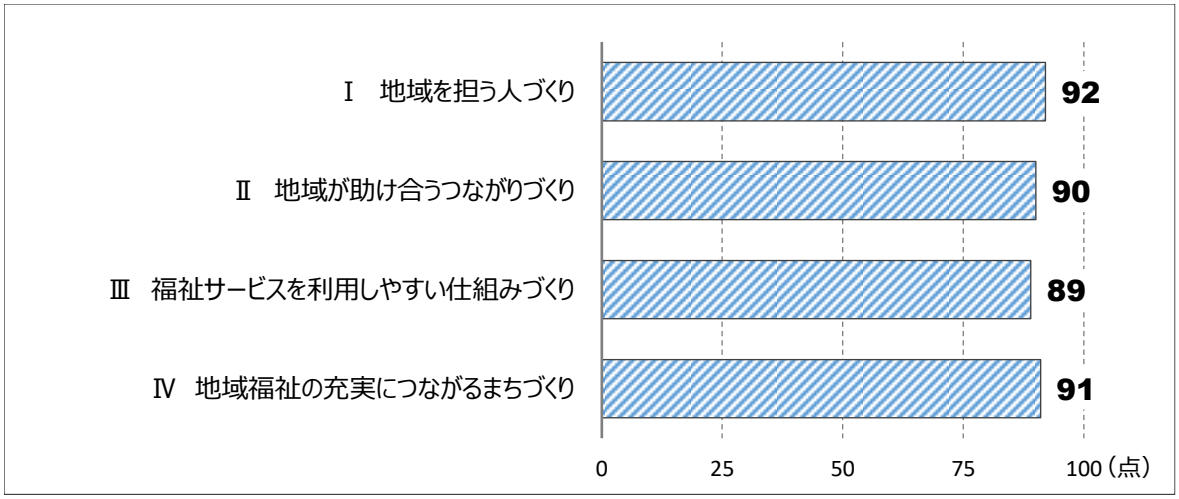

基本目標		評価点	施策・取組	評価点
Ⅰ	地域を担う人づくり	92	１．地域福祉の風土づくり	96
			２．地域福祉の担い手の育成	86
			３．ボランティアや地域活動の充実	94
Ⅱ	地域が助け合うつながりづくり	90	１．地域生活支援のネットワークづくり	87
			２．多様な市民が出会い交流する場づくり	87
			３．市民協働によるまちづくり	95
Ⅲ	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	89	１．福祉サービスの相談窓口と情報提供	89
			２．きめ細かな福祉サービスの推進	96
			３．保健・福祉・医療の連携強化	83
Ⅳ	地域福祉の充実につながるまちづくり	91	１．誰もが利用しやすい公共施設の整備	85
			２．安全・安心な暮らしの基盤づくり	93
			３．絆を育むまちづくり	95

基本目標Ⅰ　地域を担う人づくり

１．地域福祉の風土づくり

■取組状況

○同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、人権セミナーや全市人研、公民館人権研修等の開催や啓発ＤＶＤの購入・貸出等を実施しました。

○市民の福祉意識の向上のために、社会福祉大会を隔年で開催し、福祉現場の声や地域防災等についての講演等や功績者への表彰を実施しました。

○あやべボランティア総合センターで、ふれあい福祉体験の開催や各ボランティアの募集等を行い、身近に地域福祉への理解を深める機会を提供しました。

■課題

●社会福祉大会へより多くの方に参加いただけるよう、広報等を行う必要があります。

●あやべボランティア総合センターにおける活動は、コロナ禍を経て事業自体が縮小傾向になっているとともに、福祉教育に協力いただける当事者団体の高齢化が進んでいることが課題です。

２．地域福祉の担い手の育成

■取組状況

○市内介護事業者の連絡会議における研修会等実施により、サービスの質の向上に取り組んだほか、令和４年度には「綾部市人権尊重のまちづくり条例」制定に当たり、管理者クラスの研修会を開催し、理念等について理解を深めました。

○有資格者以外が福祉分野で活動できるよう生活・介護支援サポーター養成講座及び同応用講座、すこやかシニア教室従事者研修を開催しました。

■課題

●福祉人材の確保・定着に向けて、取組を進めてきましたが、福祉人材不足の解消にはいたっておらず、取組の検証が必要です。

３．ボランティアや地域活動の充実

■取組状況

○あやべボランティア総合センターへの団体補助金交付及び職員を派遣し、登録団体間でのネットワークづくりに取り組むとともに、入門講座・ふれあい福祉体験等のニーズに合わせた各種講座を展開しました。

○手話奉仕員養成講座や要筆筆記者養成講座等を開催し、聴覚に障害のある人への情報保障を支援する人材の育成を行いました。

○あやべボランティア総合センターで、ボランティア登録団体の活動内容を紹介する「ボランティア活動ガイドブック」を隔年で作成しました。

■課題

●あやべボランティア総合センターの活動について、ＦＭいかるや広報紙、最新の情報発信ツール等を活用して更なる情報発信を図る必要があります。

●要約筆記者養成講座については例年参加者が少なく、更なる啓発が必要です。

●地域の問題が多様化・複雑化してきているため、地域の中での中核を担うリーダーとしての人材育成が更に重要となっています。

基本目標Ⅱ　地域が助け合うつながりづくり

１．地域生活支援のネットワークづくり

■取組状況

○令和３年度から新たに自治会連合会活動を支援し、多種多様な地域課題を地域の実情に合わせた補助金を交付しました。

○社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、身近な地域における見守りネットワーク活動の充実を図りました。

○避難行動要支援者について、市・社会福祉協議会・民生児童委員協議会が作成する「あんしんカード」への登録を進め、平常時からの見守り活動に活用しました。

■課題

●少子高齢化の進行や地域コミュニティに対する認識の変化等により、自治会運営が厳しい状況にあり、各自治会連合会の実情に合わせて支援が必要です。

●個別避難計画について、本人同意や避難所の環境、移動手段の確保等の課題があり、作成の件数が予定通りに進んでいません。

２．多様な市民が出会い交流する場づくり

■取組状況

○地域子育て支援センターにおいては、民間の認定こども園４園に支援センターが設置されており、補助金の交付により支援を図りました。

○あやテラス内に地域子育て支援拠点である「あやっこひろば」を設置し、子育て世帯の居場所づくりを進めました。

○高齢者の社会参加や生きがいづくり促進のために、高齢者学級を市内 12 地区で、年間２～７回開催し、健康教室や演奏会、レクリエーション、人権学習等を行いました。

○自発的活動支援事業により、精神に障害のある人を対象とするサロンを開設し、ボランティア団体の活動支援、障害のある人の活動と交流の機会を設けました。

■課題

●あやっこひろばにおいて、遊具の更新等を実施し、更なる事業内容の拡充を行うことが求められます。

●老人クラブの解散や加入会員の減少に伴い、高齢者学級の参加者も減少傾向にあります。

●同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学習機会の充実に努めることが必要です。

３．市民協働によるまちづくり

■取組状況

○身体的理由等により公共交通機関の利用が困難な高齢者等を対象に福祉有償運送を実施しているＮＰＯ法人に業務委託を行い、要介護、要支援の認定を受けた高齢者等の病院等への移動手段の確保に努めました。

○手話や要約筆記、音訳・点訳等のサークル活動に対し機器の整備や行事への後援を行いました。

○社会福祉協議会の地域福祉の増進等を図る活動に対して補助金の交付を行いました。

■課題

●福祉有償運送のドライバーの高齢化が進んでおり、事業継続のため新規のドライバー確保が急務となっています。

●福祉的課題の対応については、ケースごとに社会福祉協議会等関係機関と連携し対応しているものの、今後は、日常的に連携を図る重層的な支援体制の整備が必要となっています。

基本目標Ⅲ　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

１．福祉サービスの相談窓口と情報提供

■取組状況

○人権福祉センター（３館）において、相談員等を配置し、人権問題をはじめ様々な相談に対応するほか、女性相談や生きづらさを抱える男性の相談にも対応する体制を整えました。

○社会福祉協議会や関係機関、民生児童委員が支援の中で適切な福祉サービスにつないでもらうように市等の福祉サービスをまとめた「綾部市福祉のガイドブック」を発行しています。

○成年後見支援センターの開設により、制度の利用等、相談しやすい体制づくりを整備しました。

■課題

●介護サービスが必要な状態になってから地域包括支援センターを知る場合が多く、更なる周知が必要です。

●成年後見制度等の権利擁護に関する相談は、今後増加が予想されるため、見守りや相談業務を行う民生委員・児童委員と制度に関する情報共有を行っていく必要があります。

２．きめ細かな福祉サービスの推進

■取組状況

○綾部市民生児童委員協議会では、132 人の民生児童委員と 14 人の主任児童委員を、中学校区域（単位民児協の区域）に配置しています。

○住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう通所型・訪問型・生活支援サービス等の取組を進め、総合事業の対象者を要介護者にも拡充しました。

○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、生活困窮者に対し、就労支援や家計の見直し、住居確保給付金の支給等、自立に向けた生活再建を支援しました。

■課題

●民生児童委員は３年ごとの改選と規定されていますが、人口減少や高齢化等により選出が困難な地区もあり、課題となっています。

●コロナ禍の影響により高齢者の生活機能低下が進んでおり、課題となっています。

３．保健・福祉・医療の連携強化

■取組状況

○生活困窮者自立支援機関（市社協）、民生児童委員協議会、地域包括支援センターや、脱ひきこもり支援センターとの連携、フードバンクの取組等により生活困窮世帯の把握に努めました。

○社会福祉協議会とハローワーク及び自立就労サポートセンターを主体とした「支援調整会議」を月１回開催し、家族や個々の課題の早期解決に努めました。

○令和６年４月１日から、こども家庭センターを開設し、母子保健と児童福祉の連携を強化しました。

○要保護児童対策地域協議会を中心に、相談支援を主に児童虐待の未然防止に努めました。

■課題

●関係機関との連携や支援事業をきっかけとして困窮者の早期発見に努めていますが、８０５０問題やひきこもり等、支援につながりにくい課題が多くなっています。

基本目標Ⅳ　地域福祉の充実につながるまちづくり

１．誰もが利用しやすい公共施設の整備

■取組状況

○誰もが安心して来庁できるよう、庁舎の窓口において音声文字化システムや卓上型会話支援装置の設置や、エレベーター、多目的トイレ、幼児用トイレを整備するとともに、施設の部屋名看板にＵＤフォントを使用しました。

○並松町の旧市民センター跡地での都市公園整備にあたり、インクルーシブ遊具や健康遊具の導入、公園施設のバリアフリーの取組を推進しました。

○保健福祉センターでは、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方たちの検診（健診）等各種保健事業を実施し、個別相談や訪問等市民に寄り添った事業を行いました。

○ＪＲ綾部駅北側に、図書館と子育て交流センター、地域交流センターの３つの機能を持つ複合施設「あやテラス」が完成しました。

■課題

●道路や公園等施設整備について、限られた事業費の中、数多くの要望箇所があり、その実施対応が求められる中、効果的な進捗を図ることが必要です。

●老朽化する施設の計画的な修繕や既設で未改修建物のバリアフリー化が必要です。

●福祉施策を充実させるためには、保健師等の医療・福祉人材の確保が必要となっています。

２．安全・安心な暮らしの基盤づくり

■取組状況

○あやバスについて、区間定期の導入や年に２回の「健康長寿定期半額キャンペーン」、令和６年４月からの中学生以下運賃無料等、乗車のきっかけづくりにも積極的に取り組みました。

○福祉有償運送やタクシーの支払いに使用できる移動支援事業利用券を交付し、社会参加の促進を図るとともに、視覚障害者、知的障害者、全身性障害者等の外出の支援をするガイドヘルパーを派遣しました。

○チラシやＦＭいかるでシルバー人材センターへの入会説明会を案内し会員拡大の推進に取り組むとともに、補助金の交付等を通じて支援し、高齢者の働く場の確保に努めました。

○減災のための取組として、水害等避難行動タイムライン作成を推進しました。

■課題

●社会変化に合わせ、利用者のニーズに応じた様々な公共交通の利用促進事業の検討を進める必要があります。

●出前講座等の機会を通じて水害等避難行動タイムラインの有用性を広め、作成集落の更なる増加を図る必要があります。

３．絆を育むまちづくり

■取組状況

〇学校や二十歳の集い、公民館事業、高齢者学級、放課後子ども教室、資料館、天文館、図書館イベント等において、ふるさと綾部への愛着を深める機会の提供を行いました。

〇高齢者が中心となって地域で実施される児童との交流活動に対して、シルバー・チャイルドハウス事業補助金を交付しました。

〇社会福祉協議会と市地域包括支援課、社会福祉課及び障害者支援課で「権利擁護支援会議」を月１回程度開催し、権利擁護の観点から高齢者、障害のある人、生活困窮者等の支援について横断的な連携による検討を重ねました。

■課題

●人権福祉センターにおける各種講座やイベントについて、コロナ禍で学校や園と交流が図れない期間が続いたこともあり、コロナ以前と同様規模で事業を行えず課題となっています。

●シルバー・チャイルドハウス事業が年間通して実施できるよう、実施団体への情報提供と環境づくりを継続して行う必要があります。

５．本計画で取り組むべき主な課題

本市の現状、各種調査結果、前期計画の取組等を踏まえ、本計画で取り組むべき主な課題について、以下のとおり示します。

（１）人口減少・少子高齢化への対応

本市では、人口減少と少子高齢化が進み、地域活動の担い手不足や、世代をこえた人づきあいの減少等、地域の支え合いの基盤が弱まってきている状況が見られます。

コロナ禍を経て、日常生活における人と人とのつながりが一層弱まる傾向にある中、その関係性を再構築する取組（交流・親睦の場や機会の提供等）を進めることにより、住民が主体的に役割を持ち、お互いに配慮し、支え合うことで、いつまでも住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができる取組を進めていくことが求められます。

（２）包括的な相談支援体制の整備

本市では、高齢者、障害のある人、こどもをはじめとする各福祉サービスに関して、様々な媒体による情報提供や、各窓口・関係機関等における相談支援を行っていますが、老老介護、ダブルケア、ひきこもり、経済的困窮や、サービスや制度の対象外等、複雑化・複層化する悩みや困りごとを抱える世帯も見られるようになってきました。

このため、福祉関連の各窓口・関係機関等において、分野を問わず相談を受け付け、課題対応の必要性に応じて各専門機関と連携し、課題解決に向けた適切な支援へとつないでいく包括的な相談支援体制の整備が求められます。

（３）福祉サービスや制度等の適切な利用促進

本市では、高齢者、障害のある人、こどもをはじめとする各福祉サービスに関して、関係機関や事業者等と連携して提供体制の確保に取り組んでいますが、サービスを支える人材の確保や多様化するニーズへの対応等への課題が見られます。

このため、関係機関や事業者等と連携して福祉人材の確保に向けた取組を進めるとともに、地域活動の担い手づくりやボランティア活動への支援にも取り組み、市全体で地域福祉課題の解決に向けた人材の確保に努める必要があります。また、各福祉サービスや制度に関する周知を継続して行い、福祉サービスや制度等の支援を必要とする人や世帯が、適切なサービスや制度を利用できる体制づくりを進めることが求められます。

第３章　計画の理念と体系

１．計画の基本理念

◆本計画の基本理念◆

一人ひとりが主人公
幸せの『縁と援』がひろがるまち　あやべ

本市では、これまでの地域福祉計画において、「一人ひとりが主人公　幸せの『縁と援』がひろがるまち　あやべ」を基本理念に掲げて、様々な施策を実施してきました。

本計画では、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、住民がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現のため、地域における助け合い・支え合いを一層推進できる体制づくりをめざします。

高齢化の進行等による本市の状況や社会情勢の変化、ライフスタイルの多様性により、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化している現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

この基本理念のもとに、住民同士に助け合い・支え合いの心が根づき、一人ひとりの人権が尊重され、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。

２．施策体系

◆計画の基本理念◆

一人ひとりが主人公
幸せの『縁と援』がひろがるまち　あやべ

基本目標	取組の方向	具体的な方策
１　地域を担う人づくり	１－１　地域福祉の風土づくり	① 人権尊重社会の実現
		② 市民の福祉意識の向上
		③ 福祉教育・学習の推進
	１－２　地域福祉活動の担い手への支援	① ボランティアの育成
		② ボランティアと市民をつなぐ仕組みづくり
		③ 民生委員・児童委員への支援
		④ 地域福祉を推進するリーダーの育成と確保
２　地域が助け合うつながりづくり	２－１　地域生活支援のネットワークづくり	① 顔の見える関係づくり
		② サロン活動の促進
		③ 世代間の交流等の促進
		④ 災害時要支援者の支援体制の構築
	２－２　多様な活動の場づくり	① こどもの居場所づくり
		② 高齢者や障害のある人の社会参画の推進
		③ ニーズに応じた学習機会の提供
	２－３　民間団体との協働によるまちづくり	① ＮＰＯ、市民活動団体の活動支援
		② 自治会活動等への支援
		③ 社会福祉協議会への活動支援と連携

基本目標	取組の方向	具体的な方策
3　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	3－1　相談窓口と情報提供の充実	① 身近な相談窓口の整備と周知
		② 福祉サービスや制度の周知と利用促進
		③ 成年後見制度など権利擁護に関する制度の普及・啓発
	3－2　保健・福祉サービスの充実	① 市民の健康づくりの支援
		② 安心してこどもを産み育てられる環境づくり
		③ 誰もが安心して地域に住み続けられる環境づくり
		④ 生活困窮者に対する支援
		⑤ 社会福祉・保健医療事業に従事する人の確保と資質の向上
	3－3　地域生活課題の早期把握と支援	① 地域における支援を必要とする人の早期把握
		② 専門機関との連携による支援
4　安全・安心で暮らしやすいまちづくり	4－1　誰もが利用しやすい公共施設の整備	① バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり
		② 道路、公園等の整備と維持管理
		③ 地域活動拠点の整備
	4－2　地域生活の基盤づくり	① 安心して利用できる外出・移動手段の確保
		② 働く場の確保と安心して働ける職場づくり
		③ 防災・防犯対策の推進

第４章　施策の展開

基本目標１　地域を担う人づくり

１－１　地域福祉の風土づくり

【取組の方向】

地域福祉を推進するためには、地域住民同士がそれぞれの個性や立場を尊重し、多様性を認め合いながら、地域で生活することが大切です。このため、一人ひとりの基本的人権が尊重される社会をめざすとともに、地域社会を構成する一員としての自覚と地域福祉への関心を高められるよう啓発に取り組みます。

具体的な方策①　人権尊重社会の実現

人権をめぐる近年の国の動向として、平成 28 年４月に障害を理由とする差別の解消を図るため「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。また、同年６月には不当な差別的言動の解消を目的とする「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、さらに同年 12 月には現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、部落差別の解消を図るため、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。これら人権三法と呼ばれる法律やＬＧＢＴ理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）の理念や、多文化共生等も踏まえ、地域福祉を推進していくための基本として、誰もが人権を尊重する意識の高揚に取り組むことが重要です。

本市では、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、人権フェスタや男女共同参画を考える講座（あいアカデミー）、人権を考えるセミナーの開催、小学生等を対象とした人権の花運動等、様々な施策により人権意識の向上に努めてきました。

引き続き、地域における住民同士の助け合い、支え合いの基盤となる人権尊重社会の実現のために、同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者や、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに関する理解促進等、様々な人権問題の解決に向けた取組を進めます。

取り組む主な内容	関係課
◆同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、市民団体等と連携しながら、人権フェスタ、あいアカデミー講座、人権を考えるセミナー等の取組を進めます。また、学校、公民館、人権福祉センター、男女共同参画センター等において、人権学習や啓発に取り組みます。	人権推進課 学校教育課 社会教育課

具体的な方策② 市民の福祉意識の向上

住み慣れた地域で誰もが安心して快適に暮らすためには、住民同士のふれあいを基本とし、連帯感を持って共により良い地域をつくっていく意識を高めることが重要です。

本市では、社会福祉大会の開催や民生委員・児童委員の活動をはじめとした各地域における様々なふれあい活動や交流の機会等を通して、お互いの理解を深め、福祉意識の向上を図ってきました。また、「手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」の理念に基づき、それぞれの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重しあいつながりあえる共生社会を目指し、市民の理解を深めるため啓発を行ってきました。

引き続き、住民同士が交流し地域の連帯感を強められる機会の充実を図り、一人ひとりが役割を持ってお互いに助け合う関係を築くとともに、誰もがコミュニケーションをあきらめることのない地域づくりをめざします。

取り組む主な内容	関係課
◆誰もが役割を持って助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを推進できるよう、様々な機会を捉え、地域福祉の理念や地域共生社会の考え方を周知啓発し、市民の地域福祉への関心と理解の向上を図ります。	社会福祉課 障害者支援課

具体的な方策③ 福祉教育・学習の推進

福祉への理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組は、地域に暮らす様々な立場の人が抱える生活課題や生活環境の多様性に気づき、地域課題を主体的に捉え解決に向けた行動に移すきっかけとなります。

本市では、各地区自治会連合会や自治会等が主体となり地域住民を対象とした人権や福祉に関する学習機会が設けられています。また、保育所等の福祉施設において、積極的な地域開放を行い地域との交流を進めてきました。さらに、小・中学校において障害と障害のある人に関して学ぶ講座や教室を開催するとともに、放課後子ども教室において地域住民との交流を促進することで、幼い頃から福祉の意識を育てる機会の提供に取り組んできました

引き続き、住民に身近な場所で地域福祉への理解を深める学習機会を提供するとともに、学校・園や地域の福祉施設と連携し、こどもの福祉意識の向上を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆市民の地域福祉への主体的な参加を促進するため、あやべボランティア総合センターにおいて、福祉体験活動、ボランティア活動等の多様な学びの取組を促進します。 ◆次代を担うこどもたちに対し、地域や福祉施設との交流機会を提供するとともに、学校教育や社会教育の様々な場面を通じて福祉意識を育てる取組を進めます。	市民協働課 障害者支援課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課

１－２　地域福祉活動の担い手への支援

【取組の方向】

地域福祉活動を推進するため、各種ボランティア活動を支援するとともに、地域福祉を担うリーダーの育成に努めます。

具体的な方策① ボランティアの育成

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動です。ボランティア活動により個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が満たされるだけでなく、社会貢献、福祉活動等への関心が高まることで、多様な主体がともに支え合える地域づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

本市では、手話や要約筆記の講座を開設し、聴覚に障害のある人への情報保障を支援する人材の育成や、認知症サポーターやシルバーサポーター、生活・介護支援サポーターの育成等に取り組んできました。また、高校生を対象にボランティア講座を開催し、ボランティア活動への関心を高めてきました。

引き続き、社会福祉協議会等の関係機関と連携してボランティアの育成や活動支援に取り組むことにより、地域福祉課題の解決につなげるとともに、ボランティア活動への参画を通じた市民の自己実現や生きがいづくりを支援します。

取り組む主な内容	関係課
◆あやべボランティア総合センターの活動に対し支援を行い、社会福祉協議会との連携により地域のニーズや課題に応えていけるボランティアの育成事業を展開します。	市民協働課
◆市民を対象とした各種ボランティア入門講座を開催し、福祉等にかかる様々な活動を行うボランティアの養成に努めます。	市民協働課 障害者支援課

具体的な方策② ボランティアと市民をつなぐ仕組みづくり

ボランティア活動を充実するためには、担い手の輪を広げていくとともに、ボランティアを必要とする市民への情報提供や、支援したい人と支援を必要とする人をつなぐ仕組みが必要です。

本市では、「あやべボランティア総合センター」が中心となってボランティア活動を促進するとともに、ボランティアに関する様々な情報提供を行ってきました。

引き続き、ボランティア活動の意向がある人が活動の機会を得られるよう情報提供を行うともに、手助けを必要としている人とボランティアをつなぎ、早期に支援が得られる仕組みづくりを進めます。また、ボランティア同士が交流し、情報交換や連携を深められる機会の提供に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆市民に対してボランティア団体等の活動を周知するとともに、ボランティア団体同士がお互いの活動を理解し連携を深めるための情報交換の場づくりを行います。	市民協働課 地域包括支援課
◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と、子育ての支援を行いたい人（提供会員）の橋渡しを行います。	こども支援課

具体的な方策③ 民生委員・児童委員への支援

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

本市では、民生委員・児童委員の見守りや声かけ等の活動を通じて、悩みや困りごとを抱える人を地域から孤立させることなく、関係機関につなぐなどの支援に努めてきました。また、民生児童委員協議会（市民児協）、単位民児協、地区民児協の組織活動の充実に取り組んできました。

引き続き、民生委員・児童委員が地域の最も身近な相談相手として活動できるよう支援するとともに、民生委員・児童委員の役割や意義を市民に周知することで、地域住民や関係機関と連携しながら地域の福祉課題に対して早期対応を図ることができるよう努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆住民福祉の向上を担う民生委員・児童委員に対して、地域福祉に関する必要な情報や学習機会の提供を行うなど、円滑な活動につなげるための支援を行います。	社会福祉課

具体的な方策④ 地域福祉を推進するリーダーの育成と確保

地域福祉を推進する取組を円滑に進めるには、多様な視点からもたらされる知識・経験・アイディアを活かして地域住民とともに主体的に活動する推進役（リーダー）の存在が重要です。

本市では、様々なボランティア活動等の実践の中で、社会福祉協議会等と連携して、活動の推進役となるリーダーの育成につなげてきました。また、社会福祉協議会が実施している「生活・介護支援サポーター養成講座」等、リーダーの育成事業を支援してきました。

引き続き、社会福祉協議会等の関係機関と連携して地域福祉のリーダーの育成に取り組みます。

取り組む主な内容	関係課
◆民生委員・児童委員やＮＰＯ等、地域福祉に関する取組の推進役を担う人々に対して、必要な知識・技能等の研修を行うとともに、地域の人材を掘り起こし、活動のリーダーを育成します。	社会福祉課 障害者支援課 地域包括支援課

基本目標２　地域が助け合うつながりづくり

２－１ 地域生活支援のネットワークづくり

【取組の方向】

人と人とのつながりが希薄になりつつある中、住民同士の連帯感を育み、一人ひとりが助け合い、支え合う意識を高めることが大切です。このため、日ごろから見守り活動や声かけ等による住民同士の関係の構築や親睦・交流活動を促進し、思いやりとやさしさを持ってお互いに助け合うまちづくりを推進します。

具体的な方策① 顔の見える関係づくり

地域生活において、お互いのプライバシーに配慮しつつ近所づきあいを大切にし、思いやりと支え合いの気持ちを持って共に暮らすことが大切です。

本市では、各小・中学校、民生委員・児童委員等と連携し、地域におけるあいさつ運動や声かけの実施により身近な地域における住民相互のコミュニケーションの充実・向上を図ってきました。

引き続き、あいさつ運動や声かけを推進して住民同士が顔の見える関係を築くことで平常時・災害時を問わず配慮が必要な人を見守る体制を強化するとともに、地域における連帯感や支え合いの意識の向上を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆地域活動の中心となる自治会活動を支援し、身近な地域における家族ぐるみの交流を進めるなど、住民同士が日常的にふれあう機会をつくります。	市民協働課 社会福祉課 地域包括支援課
◆地域における住民同士のコミュニケーションを活性化するため、幼稚園、学校、見守り隊、青少年育成団体等の関係団体と連携し、あいさつ運動や声かけの活動が充実するよう取組を推進します。	社会福祉課 学校教育課 社会教育課

具体的な方策② サロン活動の促進

サロン活動は、住民相互の支え合い活動の活性化や地域における居場所づくり、ネットワークづくりの観点から非常に大切です。

本市では、子育て、高齢者、障害のある人等に関するサロン活動等を育成・支援し、お互いにつながりを持てる気軽な集いや憩いの場づくりに取り組んできました。

引き続き、サロン活動を支援するため、自主活動団体や関係機関との連携を図り、市民同士のつながりづくりを支援します。

取り組む主な内容	関係課
◆地域福祉の推進のため、子育てサークルや高齢者サロン、ふれあいサロン活動等、身近な地域で住民同士が日常的につながり、支え合える場所づくりを支援します。	市民協働課 社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 子育て支援課

具体的な方策③ 世代間の交流等の促進

住民同士がお互いに顔の見える関係を築き、温かい触れ合いのもとで地域のこどもや高齢者を地域全体で見守ることで、安心して暮らせる社会を築いていくことが大切です。

本市では、シルバー・チャイルドハウス事業や放課後子ども教室、各地区の公民館活動等を通じて、あらゆる世代が身近な場所で取組や行事に参加し、気軽に交流を深められるような世代間交流の場の確保に努めてきました。

引き続き、様々な場面でこどもと高齢者が触れ合う機会を提供するとともに、地域の大人からこどもへ地域の伝統や行事等を伝え次代に継承する取組を支援します。

取り組む主な内容	関係課
◆シルバー・チャイルドハウス事業、高齢者学級や障害者教室等、世代や障害の有無を超え人々が日常的に交流できる機会を通して相互理解・交流を深めます。	子育て支援課 社会教育課
◆地域が主体となった公民館･自治会活動や人権福祉センターでの地域交流事業等､地域の実態に応じた世代間交流の場づくりを支援します。	人権推進課 保健推進課 社会教育課

具体的な方策④ 災害時要支援者の支援体制の構築

災害時等の適切な支援のため、日ごろから見守り活動や声かけ、地域の交流活動により、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦等、災害時に特に配慮を要する人の状況把握が必要です。

本市では、自然災害に備え避難行動や避難所での生活において支援を必要とする住民の情報を把握し、個人情報保護に留意しながら民生児童委員協議会や社会福祉協議会等の関係機関と情報を共有し連携を深めてきました。

引き続き、民生児童委員協議会や社会福祉協議会と連携を図り「あんしんカード」の活用による要支援者の把握に努め、特に支援が必要な方に対しては「個別避難計画」の作成を推進することにより、緊急時に速やかに安全を確保できる体制を築きます。

取り組む主な内容	関係課
◆避難行動要支援者について、市・社会福祉協議会・民生児童委員協議会が作成する「あんしんカード」への登録を進め、平常時からの見守り活動に活用します。また、「あんしんカード」の情報は、避難行動要支援者名簿として関係機関等で情報を共有します。	社会福祉課 障害者支援課
◆自治会や自主防災組織、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団等と連携し、日ごろから地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに、「個別避難計画」の作成等による地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。	防災・危機管理課 社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課

２－２ 多様な活動の場づくり

【取組の方向】

こども、高齢者、障害のある人等が地域で安心して過ごせるよう、個々のニーズに応じた居場所や交流、学習の場の提供に努めます。

具体的な方策① こどもの居場所づくり

次代を担うこどもたちの健やかな成長のために、家庭、地域、学校が連携し、地域全体でこどもの成長を見守り、子育て家庭を支援する意識を高め、安心してこどもを産み育てられる環境を整えることが重要です。

本市では、地域子育て支援センターにおいて親子を対象とした講座等で親同士の交流促進を図ったり、子育てに関する相談・情報提供を行ったりするなど、子育て支援を強化してきました。また、放課後や夏休み等、長期休業期間中のこどもの居場所として放課後学級を開設し、就労等で昼間保護者がいない家庭のこどもを支援するとともに、地域住民の協力を得て市内全小学校で放課後子ども教室を開催しています。

引き続き、地域や関係機関と連携し、子育て中の親子が気軽に交流する場や、こどもの安心・安全な居場所づくりに取り組むとともに、関係団体によるこども食堂等の取組を支援します。

取り組む主な内容	関係課
◆児童館・児童センター、あやっこひろばの運営をはじめ、市内の子育てサークルへの支援や、地域子育て支援センターでの支援、こども食堂を運営する団体への支援等により、こどもの居場所づくりに努めます。	子育て支援課 こども支援課
◆放課後児童健全育成事業（放課後学級）や放課後子ども教室の充実を図ります。	子育て支援課 社会教育課

具体的な方策② 高齢者や障害のある人の社会参画の推進

高齢者や障害のある人が、一人ひとりの能力を活かしながら、生涯にわたりいきいきと生活を送ることができるように、社会参画の推進が必要です。

本市では、高齢者や障害のある人の福祉の増進を図るため、清山荘等の管理運営や自発的活動支援事業、意思疎通支援事業を実施するとともに、障害者教室や高齢者学級を開催し社会参画を推進してきました。

引き続き、地域住民や関係団体、社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障害のある人が社会参画しやすい環境づくりに努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆高齢者の社会参画の推進や生きがいづくりのために、清山荘等の運営、老人クラブの活動支援、高齢者学級の開催等に努めます。	高齢者支援課 社会教育課
◆障害のある人の社会参画を推進するため、障害者団体に対する活動支援や就労支援、障害者教室の開催等に努めます。	障害者支援課 社会教育課

具体的な方策③ ニーズに応じた学習機会の提供

生涯学習に取り組むことで一人ひとりの自己実現や生きがいづくりにつながるとともに、修得した知識や技能を地域社会に還元することは地域の活性化や市民の社会参加を促進する効果があります。

本市では、市民、自治会、ボランティア団体、社会福祉法人、ＮＰＯ、社会福祉協議会等と連携して、生活習慣病予防や健康増進、人権問題、介護等の地域生活課題やニーズに応じた学習の機会を提供してきました。

引き続き、市民のニーズに応じた出前講座やセミナーを開催し、市民の学びや交流の機会の確保を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆市民ニーズや時代の要請に応じ、地域福祉の充実や地域課題の解決につながる講座やセミナー等を実施します。また、関係団体と連携したイベントの開催や、その内容の充実を図ります。	人権推進課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課 保健推進課 社会教育課

２－３ 民間団体との協働によるまちづくり

【取組の方向】

地域福祉活動や地域生活課題への対応については行政と福祉活動の中核団体である社会福祉協議会をはじめ、自治会や関係団体等が協働・連携した取組を進めます。

具体的な方策① ＮＰＯ、市民活動団体の活動支援

地域では様々なＮＰＯや市民活動団体が活動しており、地域福祉を推進する大きな役割を担っています。また、複雑化・複合化する地域生活課題にきめ細かく対応するためには行政による施策の推進だけでなく、地域で活躍する団体等との協働が不可欠です。

本市では、あやべボランティア総合センターに登録されたボランティア団体をはじめとして、こども、高齢者、障害のある人等、様々な分野で、ＮＰＯや市民団体が活躍しています。

引き続き、ＮＰＯや市民活動団体の活動を支援し、市民協働による地域福祉の推進に取り組みます。

取り組む主な内容	関係課
◆地域における多様な生活課題や住民ニーズに対し、市民協働による対応を推進するため、ＮＰＯや市民活動団体等による活動を支援します。	市民協働課 障害者支援課 高齢者支援課

具体的な方策② 自治会活動等への支援

自治会は同じ地域に住む住民同士により形成された団体であり、自治会活動を通じて住民同士の親睦を深め、お互いに助け合い、支え合う関係づくりにも寄与しています。

本市では、自治会の主催により防災訓練や清掃活動、イベント事業等の様々な活動が実施されており、これらの活動は地域の絆を育む機会にもなっています。また、自治会連合会を単位として公民館を設置し、地域活動の支援を行ってきました。

引き続き、地域における住民の身近な活動単位として自治会の取組を支援し、地域住民同士の連帯感や顔の見える関係づくりを促進します。

取り組む主な内容	関係課
◆様々な活動の単位であり地域において重要な役割を担っている自治会や公民館（分館）に対して、今後も活動の充実や活性化に向けた支援に努めます。	市民協働課 社会教育課

具体的な方策③ 社会福祉協議会への活動支援と連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき民間の社会福祉活動を推進することを目的に設置された組織です。“つながりあいを地域の中に”を合言葉とし、だれもが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関と連携し、本市の地域福祉の推進に取り組んでいます。また、「綾部市地域福祉活動計画」を策定し、住民が主体的に参加・参画して取り組む地域の福祉課題に応じた解決への指針を示すなど、本市の地域福祉の推進を図る中心的な組織でもあります。

引き続き、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて連携を深めます。

取り組む主な内容	関係課
◆地域福祉の推進を図る中心的な組織である社会福祉協議会に対して活動支援を行うとともに、活動連携、情報共有等の日常的な連携に努めます。	社会福祉課 障害者支援課 地域包括支援課

基本目標３　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

３－１ 相談窓口と情報提供の充実

【取組の方向】

生活で課題や不安を抱えたり、支援が必要な状態になったりした時のために、相談先や支援に関する制度及びサービス等を知っておくことが大切です。このため、相談体制の充実や情報提供に努めることで、市民が安心して暮らせる環境を整えます。

具体的な方策① 身近な相談窓口の整備と周知

住み慣れた地域で安心して生活するためには、悩みごとや困りごとがある場合には身近な場所で気軽に相談できる体制の整備が必要です。

本市では、市役所の窓口をはじめ、関係機関において様々な相談窓口を開設しており、これらの窓口の周知を図るとともに気軽に相談できる体制を整えています。

引き続き、身近な相談窓口の利便性の向上を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談員等と連携し、一人でも多くの市民の悩みや不安を解消し、いきいきとした暮らしを実現する仕組みづくりを推進します。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

取り組む主な内容	関係課
◆身近な相談窓口として市役所、保健福祉センター、こども家庭センター、人権福祉センター、男女共同参画センター、障害者相談支援事業所、家庭児童相談室、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、社会福祉協議会等の窓口の市民への周知と利用の促進を図ります。 ◆民生委員･児童委員等の各種相談員や相談窓口の周知に努めるとともに、相談活動の充実を支援します。	人権推進課 社会福祉課 障害者支援課 地域包括支援課 子育て支援課 こども支援課 保健推進課
◆住宅確保要配慮者（高齢者、障害のある人、低所得者世帯等）の住居確保のために「住み替え相談会」を開催するなど、不動産関係者、居住支援法人等との連携を図ります。	建築課 社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課 こども支援課
◆地域住民の複雑化･複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を進めます。	全課

具体的な方策② 福祉サービスや制度の周知と利用促進

支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、サービスの内容や利用方法についてわかりやすく伝えていくことが求められます。

本市ではこども・子育て、高齢者、障害者、生活困窮者等の分野において市民の日常生活を支援するため様々な福祉サービスを提供しています。これらの福祉サービスについて市の広報紙やホームページ、ＦＭいかる等、既存の情報手段の充実を図るとともに、出前講座を実施するなど周知を図ってきました。

引き続き、必要な情報が市民に行き届き、個々のニーズに応じた福祉サービスが利用できるよう情報提供体制の充実に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆福祉サービスの適切な利用促進を図るため、サービスの利用方法や制度の内容等についてわかりやすいチラシや冊子の作成を行うとともに、ホームページや広報紙等の各種媒体により周知を図ります。	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 こども支援課 保健推進課
◆高齢者や障害のある人への制度周知を図るため、出前講座の開催や制度の理解に必要な支援（要約筆記・手話通訳等）を行います。	障害者支援課 高齢者支援課

具体的な方策③ 成年後見制度など権利擁護に関する制度の普及・啓発

認知症、知的障害、精神障害等の人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

高齢化が進む本市では、近年、成年後見制度の利用ニーズが高まってきており、綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）において、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の普及・啓発に取り組むとともに利用支援を行ってきました。

引き続き、綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）において、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障害のある人等制度の利用を必要とする方に制度を周知するとともに、支援体制の充実をめざします。

取り組む主な内容	関係課
◆成年後見制度に関するわかりやすいチラシや冊子の作成を行うとともに、ホームページや広報紙等の媒体により周知を図ります。 ◆綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）を中核機関として、支援が必要な人がスムーズに制度の利用ができるように地域連携ネットワークの構築を図ります。	障害者支援課 地域包括支援課

３－２ 保健・福祉サービスの充実

【取組の方向】

市民の心身の健康を保持するとともに、こども、高齢者、障害のある人等への保健・福祉サービスを充実することで、生涯にわたって安心して暮らし続けられる地域社会の構築をめざします。

具体的な方策① 市民の健康づくりの支援

市民一人ひとりが可能な限り自立した生活を送り、健康でいきいきと過ごすためには日ごろから健康づくりや介護予防等に取り組むことが重要です。

本市では、「あやべ健康増進・食育推進計画」に基づき、市民の健康づくりのために健康教室を実施し、生活習慣病予防や健康増進等に関する情報提供を行いました。また、「コミナスの部屋」等、地域におけるコミュニティナースの活動を推進するとともに、民間事業者の協力を得て各自治会やサークル・事業所等に健康運動指導者を派遣するなど、運動習慣の定着を図りました。

引き続き、健康づくりに対する市民の自覚を促し、健やかな地域社会を実現できるよう、生活習慣病予防や健康増進等につながる講座やイベントの開催、情報提供に取り組みます。

取り組む主な内容	関係課
◆市民の健康増進につなげるため綾部医師会や綾部市立病院等の関係機関と連携し、健康づくり講座等健康づくりに関するイベントの実施、コミュニティナースの活動の推進及び積極的な周知、広報に努めます。	保健推進課 定住・地域政策課

具体的な方策② 安心してこどもを産み育てられる環境づくり

核家族化による共働き世帯の増加や、子育ての孤立感・負担感を抱える家庭への支援、ひとり親家庭への支援等、こども・子育てを取り巻く様々な課題の軽減を図るため、市民、福祉関係者、企業、行政が一体となって地域全体で子育て家庭を支え、こどもを産み育てることに喜びと希望が持てるまちづくりが求められています。

本市では、次世代を担うこどもの健全な育成を図るため、「あやべっ子すこやかプラン」を策定し、医療費や教育費・保育料の負担軽減、各種手当等諸制度の普及促進等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、家庭の状況に応じた適切な支援に取り組んできました。

引き続き、こどもの最善の利益が優先される社会の実現と、こどもが健やかに育ち、地域で支え合いながら、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

取り組む主な内容	関係課
◆ひとり親家庭等、支援が必要とされる家庭に対する保育料等の軽減、各種手当や就学援助費の支給、児童生徒に対する学習支援等により、経済的支援を実施します。 ◆こどもの健やかな成長のため、家庭、地域、学校が様々な機会や取組を通じて連携できる環境づくりに努めます。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課
◆障害等により発達上の支援を要する就学前児童に対して基本的生活訓練や集団生活適応訓練を行い、保護者に対しては、家庭療育上の助言や発達支援を行います。令和７年５月から、こども発達支援施設として、新たに放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を開始します。	こども支援課

具体的な方策③ 誰もが安心して地域に住み続けられる環境づくり

年齢や障害の有無に関わらず、仕事や趣味、ボランティア活動、地域活動への参加等を通じて自己実現を果たし、生涯にわたって自立した生活が送れるようにするため、福祉サービスの充実が求められています。

本市では、「高齢者保健福祉計画（あやべゴールドプラン）」や「障害福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、公的なサービスである介護保険サービスのほか、介護予防・日常生活支援総合事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業等に取り組んできました。

引き続き、高齢者や障害のある人の福祉サービスの充実を図り、安心して地域生活を送ることができる支援体制を整えます。

取り組む主な内容	関係課
◆介護予防に関する取組を推進するとともに、要支援・要介護の状態になった場合でもできる限り自立して住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を推進します。	地域包括支援課 保健推進課
◆障害のある人が自身の能力や適性に応じ、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター等の事業を推進します。	障害者支援課

具体的な方策④ 生活困窮者に対する支援

様々な事情や状態により生活に困窮している人について、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度や生活保護制度の適切な運用等を行う必要があります。

本市では、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき生活保護制度の活用や生活困窮者に対して自立相談支援事業や就労準備支援事業、わくわく未来塾や地域未来塾等を実施してきました。

引き続き、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行うために、関係機関等と連携を図りながら一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の構築に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆社会福祉協議会等の関係機関や団体と連携し、生活困窮者に対して生活保護をはじめとして、自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金の支給、わくわく未来塾、地域未来塾等の支援の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課 社会教育課

具体的な方策⑤ 社会福祉・保健医療事業に従事する人の確保と資質の向上

近年の福祉医療施策の変化等により社会福祉及び保健医療関係職員の職務は年々多様化しており、市民のニーズにきめ細かく対応できるよう、更なる専門性が求められています。また、全国的な人材不足により、福祉・医療人材の確保が問題となっています。

本市では、関係機関及び福祉・医療サービス事業者と連携を図ることで福祉・医療人材の確保に向けた取組を進めてきました。また、ニーズにきめ細かに対応するため社会福祉・保健医療事業に従事する人々に対し研修会や講座を開催し、専門性や人権に関する意識の向上等に取り組んできました。

引き続き、関係機関及び福祉・医療サービス事業者と連携し、就労支援を行うとともに、各種研修会や講座等を開催し福祉・医療の仕事に従事する人材の資質向上を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆保育人材の確保のため、京都府保育人材マッチング支援センター主催の合同就職説明会を周知するなど、関係機関や事業者との連携を図ります。	子育て支援課
◆福祉人材の確保のため、「綾部市かいご・ふくし就職フェア」を開催するほか、従事者に対する家賃補助や研修補助、外国人介護人材確保に向けた支援等を行います。また、北京都ジョブパークを拠点として、福祉職場への就業相談や大学実習受入事業等にも取り組みます。	障害者支援課 高齢者支援課
◆福祉・医療サービス利用者の多様なニーズに対応できるよう、優れた専門性と人権感覚、豊かな人間性等を備えた質の高い福祉・医療人材を育成するため、研修等の充実に努めます。	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課 子育て支援課

３－３ 地域生活課題の早期把握と支援

【取組の方向】

地域生活課題を発見して早期対応に取り組むことで市民生活の安心につながることから、関係団体等と連携して地域生活課題を把握するとともに、個々のニーズに応じた支援のため専門機関との連携を強化します。

具体的な方策① 地域における支援を必要とする人の早期把握

生活困窮者、認知症高齢者、ひきこもり、虐待等、支援を必要とする人の早期把握は、早期対応につながるとともに、課題の進行や複雑化・複合化を防ぐことにもなります。

本市では、見守りネットワーク活動や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、園・小中学校、要保護児童対策地域協議会、障害者地域自立支援協議会、脱ひきこもり支援センター、福祉サービス事業所等との連携を強化し、課題を抱える人の早期把握に努めてきました。

引き続き、地域の関係者や関係機関と連携して支援を必要とする人の早期把握に取り組みます。

取り組む主な内容	関係課
◆地域の関係者や関係機関等と連携し、生活困窮者、認知症高齢者、ひきこもり、虐待等の早期把握に努め、早い段階で支援につながるよう努めます。	社会福祉課 障害者支援課 地域包括支援課 こども支援課

具体的な方策② 専門機関との連携による支援

地域福祉に関する課題は複雑化・複合化してきており、その内容も深化する傾向にあることから、それぞれの課題に応じた専門機関等との連携が不可欠になっています。

本市では、各福祉サービスの相談支援機関や相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、家庭支援総合センター、ハローワーク、自立就労サポートセンター、脱ひきこもり支援センター等、関係する専門機関と連携し、課題に対する解決に向けた支援を行ってきました。

引き続き、様々な地域生活課題に対応できるよう専門機関と連携し、課題解決に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆専門機関との情報共有や連携を強化し、相談内容に応じて家族や個々の課題の解決に向けた必要な支援を行います。	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課 地域包括支援課 こども支援課

基本目標４　安全・安心で暮らしやすいまちづくり

４－１ 誰もが利用しやすい公共施設の整備

【取組の方向】

地域住民が日常生活を円滑に過ごせるよう、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めるとともに、地域活動拠点を整備して市民に活用していただくことで地域福祉活動の促進につなげます。

具体的な方策① バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリーやユニバーサルデザインを推進することは誰もがいきいきと生活できる社会の実現につながります。

本市では、誰もが安心して地域福祉を推進する取組に参加できるよう、またサービスを利用しやすい環境をつくるため、既存施設のバリアフリー化を促進してきました。また、公共施設等を整備する際は、ユニバーサルデザインの視点に基づく、利用しやすい施設整備に取り組んできたほか、視覚や聴覚に障害のある人が安心して利用できるよう庁舎窓口にコミュニケーションを支援する機器等の整備を進めてきました。

引き続き、既存施設のバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れながら、高齢者や障害のある人、外国人をはじめ、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進します。

取り組む主な内容	関係課
◆すべての人が安心して生活でき、積極的に社会参加できるよう、公共施設等においてバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れた環境づくりに取り組みます。	障害者支援課 高齢者支援課 こども支援課 保健推進課 建設課 都市計画課 建築課

具体的な方策② 道路、公園等の整備と維持管理

道路、公園等においては、こどもや高齢者、障害のある人等をはじめ、あらゆる人の安全を確保できるよう、計画的な整備と維持管理が必要です。

本市では、道路の改良・補修工事や、カーブミラーやガードレールの設置等をはじめ、こどもがのびのびと遊べるよう都市公園施設における遊具の点検・更新等、安心して利用できる施設・設備の整備と維持管理に努めてきました。

引き続き、すべての市民が暮らしやすいまちの実現をめざし、道路や公園等の整備と維持管理に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆橋梁長寿命化修繕計画や公園施設長寿命化計画等に基づき、高齢者や障害のある人等すべての市民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園等の施設の整備を進めます。	建設課 都市計画課

具体的な方策③ 地域活動拠点の整備

地域福祉を推進する取組の活性化や効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。

本市では、福祉ホールやハート交流センター、保健福祉センター、人権福祉センター等、市内の各福祉施設等の利便性を高め、福祉活動の拠点として市民の活動を支援してきました。

引き続き、市内の各福祉施設が市民の福祉活動の拠点や市民同士の交流等の場として親しんでもらえるよう、地域活動の拠点となる施設の整備と利用促進を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆こどもや高齢者、障害のある人、外国人等すべての市民が安心して利用できる公共施設の整備に努めるとともに、福祉ホールやハート交流センター、保健福祉センター、人権福祉センター、児童館・児童センター、地域子育て支援センター等の各施設が地域活動の拠点として利用されやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 人権推進課 社会福祉課 子育て支援課 保健推進課

４－２ 地域生活の基盤づくり

【取組の方向】

地域住民が社会とつながることで生涯にわたりいきいきと暮らし続けられるまちづくりを進めるとともに、災害時への対応や防犯活動に取り組むことで安全・安心の地域基盤づくりに取り組みます。

具体的な方策① 安心して利用できる外出・移動手段の確保

こどもや高齢者、障害のある人の外出時の安全性や、快適性、利便性の確保等、すべての市民が安心して外出や移動ができる支援体制づくりが求められています。

本市では、「あやバス」の定期的な運行やＮＰＯ等との連携・支援による外出支援の充実に努めてきました。また、障害のある人の社会参加の機会を保障するために、タクシー等の利用券の交付や自動車改造に必要な経費の補助、歩行訓練等を行ってきました。

引き続き、安心して移動ができることで、市民一人ひとりの社会参加の促進につながるよう、公共交通機関の整備や外出支援の充実を図ります。

取り組む主な内容	関係課
◆運行時間、運行路線の見直しや住民ニーズの把握、高齢者やこども等への運賃助成等に取り組むことで、市民に利用される「あやバス」の運行に努めます。	市民協働課
◆福祉有償運送に関するＮＰＯ等との連携や、重度心身障害者を対象としたタクシー等利用券の発行等、高齢者や障害のある人等の外出支援を行います。 ◆事業対象となる障害のある人にガイドヘルパーを派遣する外出支援を行います。	障害者支援課 高齢者支援課

具体的な方策② 働く場の確保と安心して働ける職場づくり

就労は生活の経済的基盤であるだけでなく、仕事を通じた社会とのつながりの形成、自己実現や生きがい、やりがいの創出につながるものです。

本市では、高齢者や障害のある人も地域でいきいきと暮らすための支援として、シルバー人材センターとの連携や、各種支援事業の実施等により雇用対策や生きがい対策に取り組んできました。

引き続き、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、就労を希望する誰もが働くことができるよう、働く場の確保と働き続けることができる職場づくりに向けた啓発を行います。

取り組む主な内容	関係課
◆シルバー世代に特化した企業就職面接会を開催するほか、シルバー人材センターの会員拡大と就業機会の提供に関する取組を補助金の交付等を通じて促進することで高齢者の働く場の確保や生きがい対策に努めます。	高齢者支援課 商工労政課
◆障害のある人も能力や適性に応じて働くことのできる場を確保するために、関係機関との連携を図りながら障害のある人の雇用支援に取り組むとともに、就労継続支援事業所の充実に向け必要な支援や働いている人が職場に定着できるよう相談支援の充実に取り組みます。	障害者支援課 商工労政課

具体的な方策③ 防災・防犯対策の推進

災害に強く犯罪のないまちづくりを進めるためには、日ごろから見守りや声かけ等の地域活動の様々な取組を通じて、住民同士が助け合い、支え合う関係を築くことが大切です。

本市では、「地域防災計画」に基づき、住民や市域の被害を最小限にとどめるため、自主防災組織の育成、出前講座の実施等、市民協働による取組を進めてきました。また、綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会を中心に、綾部警察署、綾部交通安全協会、綾部地域交通安全活動推進委員協議会等の関係機関と連携し、府民防犯旬間や全国地域安全運動、春・夏・秋・年末の各交通安全運動期間及び府域一斉交通安全街頭啓発の日にあわせて、防犯及び交通安全の街頭啓発を実施してきました。

引き続き、市民や社会福祉協議会等の関係機関、団体と連携・協働し、災害や犯罪から身を守る安全・安心のまちづくりの推進に努めます。

取り組む主な内容	関係課
◆地域防災計画に基づき、地域住民と協働・連携して、豪雨や大規模地震等の自然災害に対する備えを図ります。	防災・危機管理課
◆すべての市民の安全・安心のため、関係機関や各種団体との連携強化による犯罪や事故の防止に取り組みます。	市民協働課
◆犯罪をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境等、生きづらさや困難を抱える者が少なくありません。犯罪をした人等の再犯防止に取り組むため、犯罪をした人等に対する地域住民の理解等の啓発を進めます。	社会福祉課

第５章　重層的支援体制整備事業実施計画

１．重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨

社会福祉法第 106 条に規定する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために必要な支援体制に関する具体的な事項について定めるものです。計画の策定にあたり、地域における関係機関や各種団体等と連携する機会を設けることにより、地域における生活課題を踏まえ、事業実施の理念やめざす方向性について認識の共有を図るように努めます。

重層的支援体制整備事業を実施することにより、従来の相談支援や地域づくり支援等の拡充につなげ、アウトリーチを含む早期的な対応や伴走型の支援を行い、多様で複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止められる相談支援体制を構築します。

２．本市の重層的支援体制整備事業について

本市の包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業の実施により、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業について、本市では令和８年度から実施予定であり、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

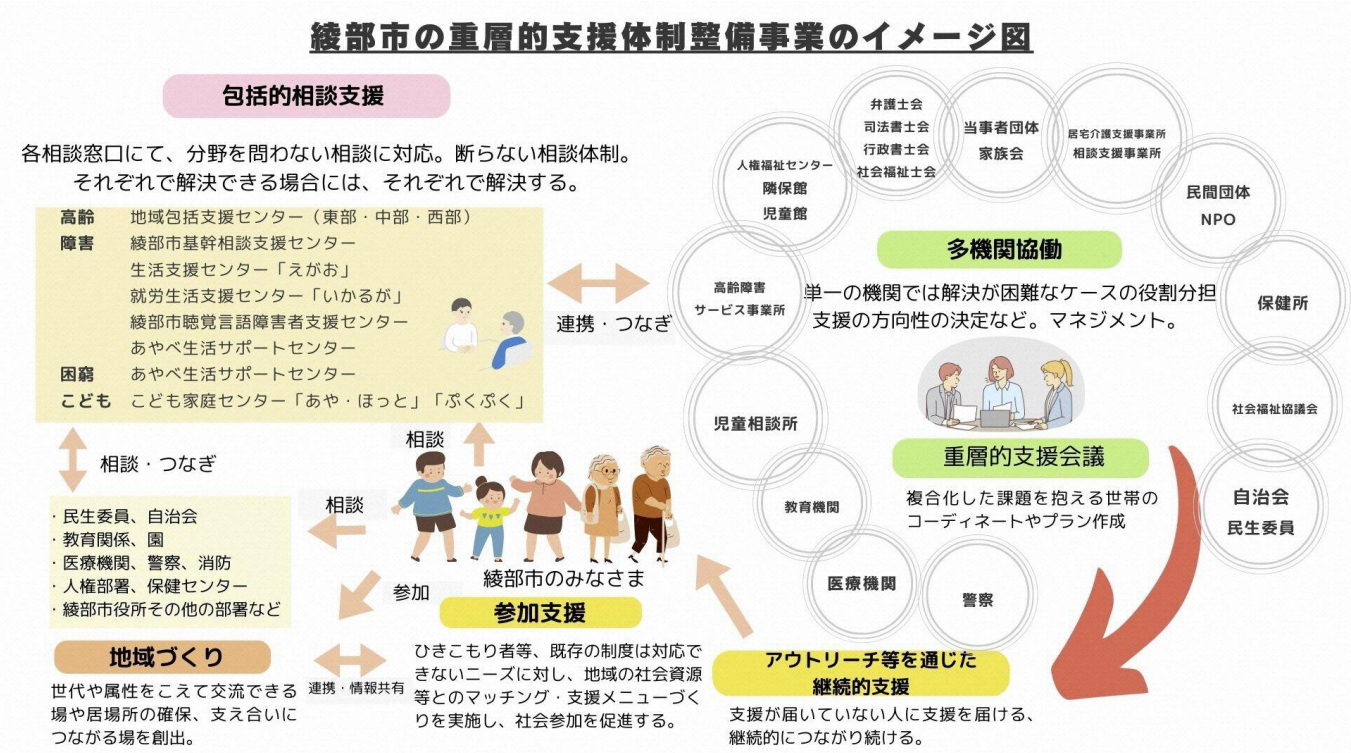

(1) 包括的相談支援事業

分野や世代を超えて支援が必要なケースや、制度の狭間の問題等、様々な地域生活課題に対して包括的な相談支援の仕組みを整備します。

○行政や関係機関の各窓口において、こども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等の属性や世代を問わず、包括的に相談を受けとめます。
○相談内容により、関係機関や支援機関のネットワークで対応します。
○複雑化・複合化した課題について多機関協働事業につなぎます。

(2) 参加支援事業

生活上の困りごとを抱えた人や孤立しがちな人等が、地域のつながりの中で自立した生活が送れるよう、社会参加を支援します。

○事業利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや支援メニューをつくります。
○個人への相談支援にとどまらず、地域活動と協働することで、本人が活躍できる場や資源の新たな開発等、地域支援につながる参加支援に取り組みます。

(3) 地域づくり事業

こども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、住民と地域の多様な活動やつながりが生まれる環境の整備を推進します。

○世代や属性にかかわらず住民同士が交流できる場・居場所の確保に取り組みます。
○交流・参加・学びの機会提供のためのコーディネートを行います。
○地域基盤の形成や地域における活動の活性化を支援します。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や、長期間ひきこもりの状態にある人、自身が抱える課題に気づいていない人（セルフネグレクト）等、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、伴走型の支援を行います。

○訪問や電話相談等のアウトリーチを通じて、対象者本人との関係性の構築に向けた働きかけを行います。
○地域巡回や民生委員・児童委員をはじめとする地域の住民・活動団体等との連携・協力のもと、積極的な情報収集に努めることで、潜在的な支援ニーズや生活課題を抱える人を把握します。

(5) 多機関協働事業

包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関やこども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等の各分野の相談支援機関の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した事例等について、重層的支援会議を開催し、支援の方向性や支援機関における役割分担を整理する調整機能を担います。

○複雑化・複合化した事例について、関係機関と市全体で包括的な相談支援体制を構築します。
○支援関係機関の役割分担を図り、事例に対する対応を検討します。

第６章　成年後見制度利用促進基本計画

１．成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

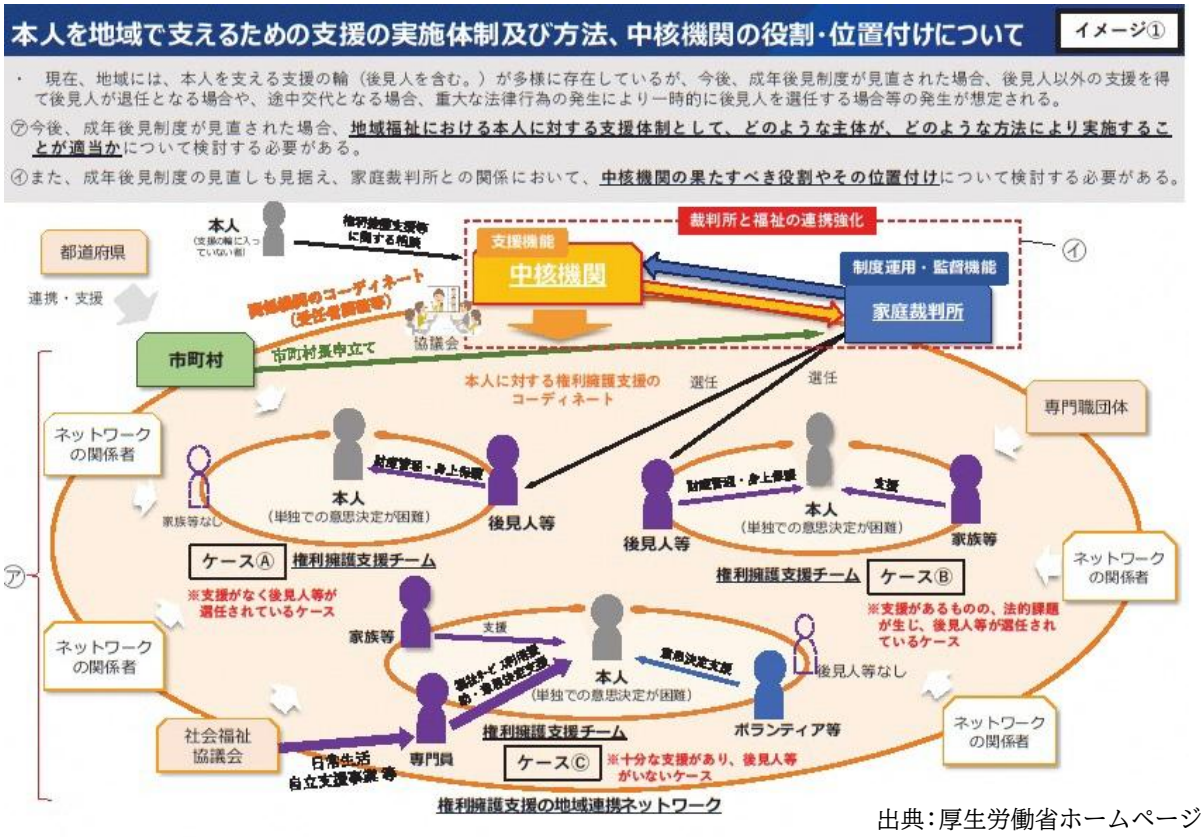

出典：厚生労働省ホームページ

２．成年後見制度に関する相談状況

本市では、市をはじめ地域包括支援センターや障害相談支援事業所等がそれぞれ権利擁護に係る相談対応の中で成年後見制度利用支援を行ってきました。また、平成 27 年４月に「綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱」（平成 24 年告示「綾部市成年後見制度利用支援事業実施要綱」から移行）及び「綾部市成年後見制度法人後見支援事業実施要綱」等を定め、市民が成年後見制度を利用しやすい体制を整備しています。

◎権利擁護（成年後見制度を含む）相談件数　（単位：件）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
相談件数	433	270	286	348	480

資料：綾部市

３．成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする方が利用できるよう、制度の周知と普及、地域の支援者や関係機関、司法専門職による地域連携体制の充実、本人を中心とした成年後見人等も構成員となる権利擁護支援チームへの支援が必要です。このような地域連携ネットワークを整備する中核となる機関（中核機関）のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進を図ります。

(1) 成年後見制度の周知と普及

権利擁護支援に関する相談窓口であり、地域連携ネットワークのコーディネートを行う綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）を中核機関として、広報や研修会等を通じて制度の周知と普及を図ります。

(2) 地域連携ネットワークによる権利擁護支援チームへの支援

次の各場面に応じ、福祉・行政・法律専門職等が連携して各支援を行います。

場面１：成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援として、各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

・本人や関係者からの相談対応・制度説明
・権利擁護支援ニーズの精査
・成年後見制度の適切な利用の検討（支援調整会議の開催を含む）
・本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ

場面２：成年後見制度の申立の準備から後見人の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援として、綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）が、専門職等と連携して、権利擁護支援の方針を検討します。そして、その方針に基づき、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくります。

・具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
・適切な申立ての調整・手続支援
・後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等
・後見人等の候補者と選任形態の調整（受任調整会議の開催を含む）
・本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成

場面３：後見人の選任後

権利擁護支援チームが意思決定支援・身上保護を大切にした本人支援の活動が行えるよう、綾部市成年後見支援センター（こうけん・あやべ）や専門職が、各種相談支援機関等と役割分担し、課題解決に向けて必要な支援を行います。

・支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有
・後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
・支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更等の検討・調整

(3) 地域連携ネットワークの機能強化

次の各場面に応じた取組により地域連携ネットワークの機能強化を図ります。

場面１：成年後見制度の利用前

・権利擁護支援について市民・関係機関への理解の浸透
・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

場面２：成年後見制度の申立の準備から後見人の選任まで

・本人の意向や対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態等を考慮した後見人等の適切な選任
・権利擁護支援の担い手として活動できる市民の育成
・市長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

場面３：後見人の選任後

・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化
・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

第７章　再犯防止推進計画

１．再犯防止推進計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成８年以降、毎年戦後最多を記録し、平成 14 年にピークを迎えましたが､平成 15 年以降は減少を続け、令和３年には戦後最少となりました。

しかしながら、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和３年には 48.6％と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要です。

平成２８年１２月、再犯の防止等の推進に関する法律が制定、施行され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、本市では、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、市民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、すべての市民に寄り添い、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

２．本市の再犯防止に関する取組について

(1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援

ア　就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約７割が、再犯時に無職であった人となっています。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活を安定させることが重要ですが、雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないこと等の課題があります。

関係機関連携による就労支援
国（ハローワーク）や京都府と連携して、就労に関する相談やセミナーの開催など、求職者のニーズに応じた雇用マッチングによって就労支援をするとともに、コレワークや協力雇用主制度の周知に協力します。 また、農福連携等、犯罪をした人等が自信や生きがいを持って働き続けることができる環境の整備に努めます。
生活困窮者に対する就労支援
生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者自立支援事業等により、生活困窮者への伴走型支援を促進します。
障害のある人への就労支援
障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援）により、就労に向けた訓練機会の提供や就労後の定着を支援します。
高齢者の就労支援
働く意欲のある人に対し、就業の機会を提供するよう努めます。

イ　住居の確保

刑務所を満期で出所した人のうち、約４割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人が２年以内に刑務所に再び入所する割合は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約２倍高くなっている状況です。

このことから、帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止を図る上で非常に重要なものであるといえます。

市営住宅での受け入れ
緊急入居の取組等、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅の利用しやすい環境づくりを推進します。
生活困窮者等に対する安定した住居確保
離職等により経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方に対して、住居確保給付金により、家賃相当額を支給します。また、住居を持たない生活困窮者（ホームレス）に対して、一時生活支援事業により、一定期間、宿泊場所や食事の提供等を行います。
高齢者や障害のある人等への住まいの情報提供
在宅での日常生活が困難な高齢者や障害のある人等に対し、福祉施設等への入所（居）について情報提供を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

ア　高齢者、障害のある人等への支援等

高齢者（65 歳以上）が、出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後５年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約４割の人が出所後極めて短期間で再犯に至っています。また、高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯防止に向け、保健医療や福祉サービスの利用促進等の支援に取り組むことが重要です。

伴走型支援
犯罪をした人等が抱える様々な問題を、適切に支援できるよう相談を受け、伴走型の支援を行います。相談内容によっては、高齢、障害、子育て、生活保護、生活困窮、ひきこもり、国民健康保険等の個別分野の専門相談窓口あるいは重層的な課題を抱えた対象者には、各種相談窓口や他の部課と連携し、柔軟に対応し寄り添いながら支援を行います。
庁内連携による総合支援
高齢、障害、子育て、生活困窮、再犯をした人等の状況や課題に応じ、分野を超えた横断的な支援を実現するため、庁内で連携を図り、各担当課による包括的な支援のあり方について総合調整を行います。
成年後見制度による支援
成年後見制度を利用することが有用であると認められる場合は、成年後見制度の利用を支援します。
障害のある人の相談支援
障害のある人等からの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行い障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

イ　薬物依存を有する人への支援等

覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しています。また、覚醒剤取締法違反により受刑した人の約半数は、出所後５年以内で再び入所しています。薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症者である場合があることから、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要と考えられます。

自立支援医療費（精神通院医療）の申請窓口対応
指定医療機関での医療費の一部を軽減する自立支援医療費（精神通院医療）についての相談や手続きの受付を行います。
薬物乱用防止の広報・啓発
警察等が行う薬物等の乱用防止の広報・啓発活動に協力します。
薬物乱用防止教育の推進
薬物乱用の危険性について理解を広めるため、小・中学校において薬物乱用防止教室を実施します。

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

全国の高等学校への進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の約24.4%、入所受刑者の33.8%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況や、少年院出院時に復学・進学を希望している人のうち、約７割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

将来を担うこどもたちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行等により通学や進学を中断した児童生徒には、本人の意向を踏まえ、学校等と関係機関が連携して修学を支援することが重要となります。

相談窓口対応
こども・子育てに関する総合相談及び情報提供に努める中で、家庭の悩みや児童虐待等の問題を発見・把握し、関係機関との連携による支援を実施します。
スクールカウンセラーの活用
いじめや不登校等の不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対し、スクールカウンセラーによる専門的な支援を活用します。
スクールソーシャルワーカーの活用
いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等、様々な問題に対して関係機関等と連携するなどの支援にスクールソーシャルワーカーを活用します。
自立支援施設退所者に対する復学支援
自立支援施設等を退所して復学する児童生徒がいる場合は、適切に教育を受けられるよう支援を行います。

(4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等

出所受刑者等の２年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、一人ひとりの特性を的確に把握した上で、その人にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。

女性の抱える困難に応じた支援
女性問題専門相談員等による電話相談や面談相談の実施により、女性の様々な悩みや問題の解決に向けた支援を行います。また、事案によっては適切な支援を行うため、関係機関等との連絡調整を行います。
障害のある人等に対する支援
障害のある人や家族からの相談に応じ、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

(5) 民間協力者の活動の促進等

犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等、多くの民間協力者によって支えられています。こうした民間協力者の活動はＳＤＧｓに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせないものであり、高く評価されるべきものです。これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けや連携強化を行っていく必要があります。

民間協力者の活動への支援
市のホームページや広報紙において、民間協力者（保護司、更生保護女性会等）の活動の周知等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。
更生保護団体への支援
各団体の円滑かつ効果的な活動の支援や資質向上のための研修会、活動に関する広報活動等を支援します。
保護司の人材確保に対する支援
自治会連合会をはじめ市内各団体への理解を求め、保護司人材確保のための取組を支援します。
保護司の面接場所確保への支援
保護司が保護観察対象者等との面接を行うための場所の確保の支援に努めます。

(6) 地域による包摂を推進

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

支援者のネットワークづくり
犯罪をした人等を支援するため、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関、保護司会や更生保護女性会をはじめとする更生保護関係団体が有機的に連携し、保護観察等対象者に対する包括的な支援につなげるため、各団体のネットワーク化を図ります。
重層的支援体制の整備
複合化・複雑化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的支援体制を整備します。

(7) 再犯防止に向けた基盤の整備等

再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。

広報・啓発活動の推進
毎年７月の「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」において、更生保護団体や地域関係団体が取り組む様々な活動の周知・啓発等を支援します。また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、青少年の非行・被害防止に対する市民の理解を深めるために、広報啓発活動に取り組みます。
再犯防止に関する人権啓発
犯罪をした人等の社会復帰や地域社会での受け入れについて理解を深めるため、市民等に対する啓発活動を実施します。

第８章　計画の推進に向けて

１．計画の推進

本市では、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等と行政が互いに連携し、それぞれの主体的な活動を推進しながら協力して活動を進めることが重要であることを認識して、計画の施策を着実に実行していきます。

（１）地域住民等との連携

本計画を進めるには、公的なサービスや支援を実施するだけでなく、地域住民、地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等との協働・連携が不可欠です。そのため、地域住民、地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等がそれぞれの立場に応じて地域福祉の担い手として積極的に参画できる環境づくりを進めます。

（２）福祉サービス事業者との連携

高齢者・障害のある人・こども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

（３）社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社会福祉協議会と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

（４）本市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

２．計画の評価

本計画の推進にあたり、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてＰＤＣＡ（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。